

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2
第 1 号 (12月13日)	
開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
承認第6号の上程、説明	7
議案第38号の上程、説明	8
議案第39号の上程、説明	8
議案第40号の上程、説明	9
議案第41号の上程、説明	10
議案第42号の上程、説明	10
議案第43号の上程、説明	11
議案第44号の上程、説明	12
議案第45号の上程、説明	13
議案第46号の上程、説明	13
議案第47号の上程、説明	14
議案第48号の上程、説明	14
議案第49号の上程、説明	15
議案第50号の上程、説明	17
議案第51号の上程、説明	17
議案第52号の上程、説明	18
議案第53号の上程、説明	18
報告第13号の上程、報告	19
報告第14号の上程、報告	19
報告第15号の上程、報告	20
散会の宣告	20

第 2 号 (12月14日)

開議、散会の日時	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	21
事務局出席者	21
議事日程	22
開議の宣告	23
一般質問	23
仲井間 宗 利 議員	23
友 寄 景 善 議員	26
宮 城 良 治 議員	31
大 城 佐 一 議員	35
宮 城 貢 議員	43
大 城 邦 彦 議員	47
安 里 重 和 議員	50
吉 浜 覚 議員	58
散会の宣告	64

第 3 号 (12月15日)

開議、散会の日時	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	65
事務局出席者	65
議事日程	66
開議の宣告	67
承認第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	67
議案第38号の質疑、委員会付託	67
議案第39号の質疑、委員会付託	68
議案第40号の質疑、委員会付託	68
議案第41号の質疑、委員会付託	68
議案第42号の質疑、委員会付託	69
議案第43号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	69
議案第44号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	70
議案第45号の質疑、委員会付託	71
議案第46号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	71
議案第47号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	71

議案第48号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	72
議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	73
議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	73
議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	73
議案第52号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	74
議案第53号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	74
諸般の報告	75
散会の宣告	76

第 4 号 (12月17日)

開議、閉会の日時	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	77
事務局出席者	77
議事日程	78
開議の宣告	79
議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	79
議案第39号～議案第42号及び議案第45号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	80
議案第49号～議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	84
閉会の宣告	86
署名議員	87

令和3年第8回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和3年12月13日
会期 5日間
閉会 令和3年12月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月13日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告3件
12月14日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月15日	水	本会議	午前10時	承認第6号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第38号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第39号～第42号質疑、総務常任委員会付託 議案第43号及び第44号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第45号質疑、総務常任委員会付託 議案第46号～第48号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第49号～第51号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第52号及び議案第53号質疑、委員会付託省略 (即決)
		委員会	午後1時30分	議案第49号～第51号予算審査特別委員会 (説明～採決)
12月16日	木	委員会	午前10時	議案第38号経済建設常任委員会(説明～採決)
		委員会	午前10時40分	議案第39号～第42号及び第45号総務常任委員会 (説明～採決)
12月17日	金	委員会	午前10時	議会基本条例調査特別委員会
		本会議	午前11時	議案第38号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第39号～第42号及び第45号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第49号～第51号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 5日間 本会議日数 4日間 委員会日数 3日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
16	令和3年11月26日	ウイグルの人権問題に対し 国に調査を求める意見書採 択のお願い	特定非営利活動法人 日本ウイグル協会 会長 于田 ケリム	議員配布
17	令和3年11月29日	「学校PCR検査」及び 「学校抗体検査」を実施し ないことを求める陳情	沖教組国頭支部 執行委員長 銘苺 満	議員配布
18	令和3年11月29日	過度な競争になっている 「学校向上推進運動」を改 め、子どもたちに豊かな教 育を求める陳情	沖教組国頭支部 執行委員長 銘苺 満	議員配布
19	令和3年11月29日	「一年単位の変形労働時間 制」を導入しないことを求 める陳情	沖教組国頭支部 執行委員長 銘苺 満	議員配布
20	令和3年12月2日	【5歳から11歳の新型コロ ナワクチン接種告知の方法 と接種券】に関する陳情書	子供たちへのコロナワ クチン接種を考える会 北部会員 山城 保志 稲福 杏子	議員配布
21	令和3年12月3日	【5歳から12歳の新型コロ ナワクチン接種のお知らせ 内容】に関する陳情書	鶴巻 守	議員配布
22	令和3年12月3日	PCR検査に関する陳情書	鶴巻 守	議員配布
23	令和3年12月3日	【マスク強要指導】に関す る陳情書	鶴巻 守	議員配布

令和3年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和3年12月13日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和3年12月13日 午前10時00分)

散 会 (令和3年12月13日 午前10時57分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	大 城 邦 彦
2 番議員	宮 城 良 治	7 番議員	宮 城 貢
3 番議員	仲井間 宗 利	8 番議員	吉 浜 覚
4 番議員	友 寄 景 善	9 番議員	安 里 重 和
5 番議員	大 山 美佐子	10 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真 喜 志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐 久 川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第4号））	提案説明
6	議案 第 3 8 号	江洲地区農道整備工事の請負契約の変更について	提案説明
7	議案 第 3 9 号	財産の取得について（大宜味村新庁舎移動棚購入）	提案説明
8	議案 第 4 0 号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議案 第 4 1 号	大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例	提案説明
10	議案 第 4 2 号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議案 第 4 3 号	大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議案 第 4 4 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案 第 4 5 号	大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定について	提案説明
14	議案 第 4 6 号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	提案説明
15	議案 第 4 7 号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	提案説明
16	議案 第 4 8 号	沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について	提案説明
17	議案 第 4 9 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	提案説明
18	議案 第 5 0 号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	提案説明
19	議案 第 5 1 号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第52号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	提案説明
21	議案 第53号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第1号)	提案説明
22	報告 第13号	専決処分の報告について	報告
23	報告 第14号	専決処分の報告について	報告
24	報告 第15号	大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部変更について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和3年第8回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 大城邦彦議員及び7番 宮城貢議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの5日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月17日までの5日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しをください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。9月定例会後の行政報告を申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、本村では昨年8月以降、去る9月15日まで23名の方が感染しています。現在は全員が回復しております。
今後とも、感染者を出さないために行事や事業の中止、規模縮小を行うとともに、感染予防等を呼び

かけていきます。

9月17日には、小学校、中学校の運動会に参加しました。午後1時からはやんばるの家の慶祝訪問をし、激励をしてまいりました。

10月1日には、行政相談員の委嘱状交付を行いました。

6日には、こども園の運動会に参加しました。

18日は、カヌーパラリンピックのモニカ選手の来訪があり、報告と次のパラリンピックに向け決意の挨拶がありました。

11月1日に固定資産評価委員の辞令交付を行いました。

10日には、教育長の辞令交付を行っています。

12日には、治水事業促進全国大会、15日には全国過疎協、全国ダム協議会の総会に参加しました。

18日に国保連合会全国大会に参加し、19日には西銘沖繩担当大臣や内閣府において政策統括官、沖繩振興局長に要請をしてきました。

25日には、逗子市長と面談、26日は北部市町村長で次年度以降の北部振興予算の継続と緩和等の要請を西銘沖繩担当大臣に行いました。

27日、28日は蟹江町の文化祭に参加し、本村の特産品のPRを行なってきました。

30日には、新庁舎建設安全祈願祭を行いました。

12月4日には、こども園の生活発表会がありました。

8日には、イオン環境財団から環境関係に活用してほしいとのことで1,000万円の寄附金の目録の贈呈がありました。

その他につきましてはスケジュール表を御参照願います。なお、発注しました公共工事の入札結果表を配付しているので御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎承認第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、専決処分書を添付しておりますので御参照願いたいと思います。

大変申し訳ありません。内容としましては、子育て世帯への臨時特別給付金に係る予算措置を早急に行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月30日に専決処分により歳入歳出補正を2,442万5,000円行いましたので、地方自治法

第179条第3項の規定により、本定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第38号 江洲地区農道整備工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第38号 江洲地区農道整備工事の請負契約の変更について

令和3年6月17日締結した江洲地区農道整備工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|------------|---------------|
| 1、既契約金額 | 金8,610万8,000円 |
| 2、増額 | 金559万9,000円 |
| 3、合計変更契約金額 | 金9,170万7,000円 |

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

土工、防護柵工等の変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、この案を提出する。

なお、変更契約書等を添付してございますので、どうぞ御参照願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎移動棚購入）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎移動棚購入）

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1、取得する財産 | ハンドル式移動棚 一式 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3、取得金額 | 金1,512万5,000円 |
| 4、契約の相手 | 名護市大北五丁目1番3号
株式会社オキジム 北部支店 |

令和3年12月13日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、この案を提出する。

説明資料の13ページをお願いしたいと思います。

まず、目的としまして大宜味村新庁舎建設に伴い、業務における資料等を保管するハンドル式移動棚を書庫に整備するものです。

事業費としては、村単独予算であります。地方債を充当いたします。

本件につきましては、債務負担行為として設定しております。令和5年2月15日を期限としております。なお、契約書、仕様書、入札結果報告書を添付しております。

詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第40号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第40号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年12月13日提出
大宜味村長 宮城功光

大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

大宜味村職員の再任用に関する条例（平成25年条例第22号）の制定に伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、これまで大宜味村職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）に規定されている第5条、定年退職者の再任用の関連について削除する改正であります。

新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第41号 大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第41号 大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき、高度な専門知識や経験、優れた識見を有する者等を特定の目的のために期限を限って採用するにあたり、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

- 総務課長（知念和史） 説明をさせていただきます。

大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例でございます。

第1条、趣旨。この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条におきまして、職員の任期を定めた採用でございます。任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、各号に掲げる場合のいずれかに該当するときにあつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要があるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができるものでございます。

第3条につきましては、一般の任期付職員でありますけれども、これにつきましては1号、2号に規定しております一定の期間内に終了することが見込まれる業務。または、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する職員でございます。

第4条、短時間勤務職員の任期を定めた採用でございます。第3条で任期付の職員、フルタイムの任期付職員の採用に関しましては、第4条では短時間、その者の短時間の職員を定めた規定でございます。

第6条、任期の更新でございます。任命権者は、第2条から第4条まで、任期付職員から短時間勤務職員までの規定により、任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならないことになっております。

以上、説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第42号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を

改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第42号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)が失効し、新たに過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)が制定されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 財務課長。

(真喜志 亮財務課長 登壇)

○ 財務課長(真喜志 亮) それでは私のほうから補足説明をいたします。

この改正については、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

内容としましては、対象業種及び取得価額について対象要件を拡充し、適用期限を令和6年3月31日まで延長するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用することとなっております。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第11 議案第43号 大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第43号 大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例(平成6年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

附則、この条例は、交付の日から施行する。

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が制定されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

御審議よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第44号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第44号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険条例（昭和47年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附則

（施行期日）

1、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2、改正後の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の公布に伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、産科医療保障制度の見直しにより、掛け金が「1万6,000円」から「1万2,000円」に減額となることから、その減額分を出産育児一時金に上乗せするものであります。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

御審議よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第45号 大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第45号 大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定について
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法（平成2年法律第15号）が、令和3年3月31日で期限を迎え、新たに令和3年度から令和12年度までを期間とする過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が制定され、本村においても総合的かつ計画的な対策を実施するための大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）を定めたいので、同法第8条第1項の規定により議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、課長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは議案第45号について補足説明させていただきます。

説明資料36ページをお願いいたします。

経過経緯といたしまして、これまでの過疎法と言われる過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に期間満了となり、新たな特別措置法として今回の法が制定されております。本村の新たな過疎計画の作成に当たっては、6月に検討を開始しておりますが、村総合計画、総合戦略との整合及び沖縄県の方針が決定されてからその計画との整合を図ることが求められておりましたので、県の方針が9月に策定され、その後、文面等の構成に取り組み、案が作成されております。

作成には、県との協議を行い、12月1日に内容承認をいただいております、庁議により決定させていただいたものです。

本村の過疎地域としての要件ですが、人口要件に関することと財政力要件がありますが、本村は全部過疎として該当されております。

なお、内容詳細につきましては、委員会にて説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第46号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第46号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年12月13日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、この案を提出する。

なお、交通災害の決算書を添付してございますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第47号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第15 議案第47号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第47号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、令和4年3月31日をもって沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年12月13日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に係る協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、この案を提出する。

よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第48号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第16 議案第48号 沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第48号 沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合理約の

一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年12月13日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

○ 総務課長（知念和史） では、経緯について御説明いたします。

先ほどの議案第46号、47号と関連いたしますが、議案第48号の総合事務組合規約の変更につきましては、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う事務の継承及び組織体制の在り方について運営委員会において検討し、これまで町村に代わって交通災害共済事業に関する事務を共同処理する一部事務組合であった沖縄県町村交通災害共済組合と沖縄県市町村総合事務組合の2つの一部事務組合を統合することによって、懸案事項であった会計管理者の配置が可能となり、事務事業も安定的に行うことができる。このことから沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に交通災害共済事業に関する事務を加え、実施時期を令和4年4月1日から予定しております。

以上、説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第49号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第49号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

令和3年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,875万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,257万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年12月13日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） では、議案第49号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、1,875万1,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページお開きください。

1 款村税796万4,000円の増額ですが、主に個人及び法人の住民税によるものです。

14 款国庫支出金745万6,000円の増額ですが、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。

15 款県支出金481万2,000円の減額ですが、主に新規就農一貫支援事業及び漁港機能増進事業によるものです。

18 款繰入金394万3,000円の増額ですが、財産形成基金によるものです。

20 款諸収入651万8,000円の増額ですが、主に介護保険地域支援事業委託金によるものです。

予算書2ページお開きください。

21 款村債300万円の減額ですが、過疎債ハードによるものです。

以上が歳入の概要です。

予算書3ページお開きください。

2 款総務費269万円の増額ですが、主に財産管理費修繕費によるものです。

3 款民生費348万9,000円の増額ですが、主に地域支援事業地域包括支援センター管理システム導入業務委託料によるものです。

4 款衛生費3,709万4,000円の増額ですが、主に環境衛生費海岸漂着物対策事業によるものです。

6 款農林水産業費3,558万8,000円の減額ですが、主に新規就農一貫支援事業及び漁港機能増進事業によるものです。

7 款商工費365万円の増額ですが、主に感染症対策事業事業者応援助成金によるものです。

8 款土木費390万円の増額ですが、主に宅地造成費結の浜宅地分譲代返還金によるものです。

予算書4ページお開きください。

10 款教育費458万3,000円の増額ですが、主に小学校管理費・中学校管理費及び学校給食費光熱水費によるものです。

14 款予備費106万7,000円の減額となっております。

以上が歳出の概要です。

5 ページに第2表地方債の補正を記載しています。限度額6億5,312万8,000円から6億5,012万8,000円となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明いたします。

よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第50号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第50号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第50号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）令和3年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,816万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,390万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

主な内容としましては、歳入で5款県支出金2,772万1,000円の増、8款繰入金44万1,000円の増、歳出で1款総務費127万8,000円の減、2款保険給付費2,613万円の増、予備費329万2,000円の増となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第51号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第51号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）令和3年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,656万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰入金200万円の減額、歳出で主に簡易水道一般管理費、水道使用料金

消費税で466万1,000円の減額による補正となっております。

また、債務負担行為として第2表に550万円の限度額を計上しております。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で御説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第52号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第52号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）令和3年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,829万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、負担金の確定に伴い、繰入金6万8,000円を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金に同額を増額する補正となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 議案第53号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第53号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）（総則）

第1条 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出のほう、科目、第1款資本的支出168万7,000円、補正予算64万8,000円、計233万5,000円。第1項建設改良費168万5,000円、補正額64万8,000円、計233万3,000円。

令和3年12月13日提出
大宜味村長 宮城功光

担当課長から内容のほうは詳しく説明させます。よろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 議案第53号の補足説明を行います。

今回の補正は、企業支援貸貸工場浄水施設にある企業へ送水する水量を計るためのメーター、4個あるうちの使用されている3個の取替えになります。

メーターについては、計量法により耐用年数が8年と定められていることから工場運用開始の平成25年度から今年度で8年となり、当初予算においてメーターについての予算を計上させていただいておりましたが、今年度予算執行前の再見積りを調整したところ、取替えに係る費用が不足していたため、補正予算にて必要経費として233万3,000円のうちの不足分64万8,000円を計上させていただくものです。

なお、財源につきましては、利益剰余金による積立ての建設改良積立金から充当いたします。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第13号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第22 報告第13号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第13号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項である和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月13日提出
大宜味村長 宮城功光

専決処分書を添付してございますので、どうぞ御参照をお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第14号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第23 報告第14号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第14号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項である和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

同じく専決処分書を添付してございますので、どうぞ御参照願いたいと思います。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第15号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第24 報告第15号 大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部変更についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第15号 大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に期限となり、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」が制定されたことにより、「大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」103頁に記載されている「過疎地域自立促進計画書」を「大宜味村過疎地域持続的発展計画書」へ変更（軽微な変更）したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第4条の規定に基づき報告する。

令和3年12月13日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時57分）

令和3年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和3年12月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和3年12月14日 午前10時00分)

散 会 (令和3年12月14日 午後3時37分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

-
- 議長（平良嗣男） 一般質問を行う前に、議員は自己の発言に留意していただき、不穏当発言がないようにしてください。

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。

◇ 仲井間 宗 利 議員

- 議長（平良嗣男） 初めに3番 仲井間宗利議員の一般質問を許可します。3番 仲井間宗利議員。
○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。質問させていただきます。

旧塩屋小跡地活用事業者事業計画変更に伴う住民説明会の開催日について。①旧塩屋小学校跡地活用事業でバナメイエビ養殖が始まり、伝染病が起り大きな問題となっている。その事業計画に伴う住民説明会を11月8日、9日に開催されるということですが、11月1日の区長会で広報おおぎみを、村民が知るには短すぎるのではないか。

②公募により選考された一般社団法人大宜味ユーティリティセンター（シージュース株式会社）に、村長は自ら大宜味での事業を積極的に誘致したと聞いているが、住民説明会に出席されていないのはなぜですか。

2、結の浜にホテル誘致の進捗状況は。平成30年度の施政方針で、リゾートホテルの立地に関し、企業と基本協定を締結するに至り、ルートイングループと宿泊施設出店に関する基本協定を締結しておりますが、現在計画通り進んでいるのかお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の説明会が、区長会から村民が知るには短すぎるのではないかとのございますが、翌週には会計実地検査対応、翌々週の日程についてもエコツーリズム全体構想住民説明会が予定されていたこと。その全てが本件の担当課においての対応であったことでの日程調整となっていたことによります。

2つ目についてですが、積極的な誘致とありますが、入居しております事業者につきましては、公募により応募申請を受けて選考委員会にて選考された事業所であります。私が説明会に参加しなかったことについては、説明会開催事前調整を担当課と行き、説明会での即決を求められた場合を想定し、承認の可否判断のプロセスとしては庁内で議論して行う必要があることから、説明会後に担当課からの状況報告を受けることとし参加はいたしませんでした。その状況を把握することは必要であると感じておりましたので、副村長での対応を調整させていただいたものです。

2のホテル出店の計画についてでございますが、平成30年2月の協定当時の計画では、2019年度、令和元年度以降の開業予定としてありましたが、令和元年度に基本計画作成のために設計担当が本村を訪れるなど調整を進めておりましたが、その年からコロナ禍において厳しい状況もあり、計画どおり進んでいないのが現状でございます。本村海浜整備事業の進行も関わる部分もあり、進捗状況を共有しながら早期の出店に繋がるよう今後ともルートイングループとの調整を継続してまいります。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 1番についてですけれども、日程の調整が厳しいということをおっしゃってありますが、一応、各字の区長にいろいろ聞いてみました。区長会が終わって早いところで3日から4日の間に資料配布をします。定例会を決めているところは7日から10日の間に、常会、班長会なりをして配布していると。そういうことは村も多分把握していると思うんですが、先ほど村長が言われましたけれども、日程のことということをおっしゃってありますが、区長会の中でもこれを知らせるのはあまりにも短すぎるのではないかという意見も出たそうです。8日、9日でやるものを、この二、三日のうちでやるというのは、そういう計画でやっていたのかどうか。先ほど村長が日程調整とは言っていたんですけれども、そんなに急ぐ早めにやらんといけないということだったのか。その説明会が2か所に分かれていましたので、大宜味校区と塩屋小学校区に何名参加されていたのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

この住民説明会の開催日程につきましてですが、この申請がですね、再開申請が出されておりましたけれども、8月20日と9月22日に出されているんですが、8月20日の第1回目の再開申請があったときにですね、9月中での回答を求められておりました。私たちはその9月中での回答というのは住民理解を求めながらとかですね、その状況を確認するという立場であれば、ちょっとできないというところがあったんですが、ただし、やはり早期の回答を求められているというところもありまして、何とか10月中でできないかなとも思っていたところだったんですが、やはり様々な日程調整を含めてできなかったというところがあって、やはり広報紙にも載せながらですけれども、11月8日、9日の日程でしかできないというところで調整をさせていただいたものです。

それから8日のほうでは、大宜味住区ではなくて旧大宜味体育館のほうで開催しておりますが、住民が10人、職員が4名ということで14名の参加ということになっております。それと11月9日、塩屋体育館のほうでは住民が35人で職員が7名ということで42名の参加ということになっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 説明会にですね、住民が少ないということというのは、そういう説明の遅れもあったのかなと思っております。広報マイクのほうでも周知をしておりましたけれども、やっぱりそういうことは余裕のある方向で今後もやっていただきたいなと思っております。こういう問題が出ないということがいいことなんですけれども、そういうことを踏まえて、今後、説明会、住民に知らせる期間は早めにやってほしいと思います。以上です。次に移ります。

2番目はですね、村長が日程、そういうことだと言っておりましたけれども、跡地利用公募に、塩屋住民有志会、すみません、那覇住民有志会、那覇塩屋会有志組織、そのほかとその趣旨に沿った計画を立て、エントリーした組織が数件あったと思われまして。その中で大宜味ユーティリティ、シージュース

株式会社が採択され、その後、社名を変えて住民への説明もなく、当初、利用計画の成果も見ない中、エビ養殖事業が始まり、養殖中に伝染病が発生した。事業承認の可否の判断材料として住民説明会を開催されております。そして計画にないエビ事業を承認した理由は何ですか。先ほど村長が予定とか言われておりましたけれども、そういう問題になっているのに、村長が出席しないというのはどういうことかと思っております。もう一度村長に聞きたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） まとめてどういうふうな感じで答弁すべきなのか、ちょっと戸惑っているところですけども、正直なところですね、ユーティリティセンターと今ありますけれども、法人化されて。その前はシージュース株式会社で学校跡地の公募に参入しているわけですね。それをあたかも、村長が積極的に誘致したような感じでいろいろ意見が出ているのを聞いていてですね、ちょっと私は非常に歯がゆく感じているところでありましてですね。これは選考委員会の皆さんが選定して、村長に一応最終的に上げて、村長の決裁を取るというふうな状況で決定しているわけなんですね。その辺についてはですね、選定については、私は、それが正しい選定であったと私は思っています。決して地元だからというふうなところを優先にするとかそういうことではなくてですね、本当に事業として、これから希望を持ってできるかということを、やっぱり選定委員会の皆さんは選択して、点数をつけているわけでありまして。そういう意味ではこの辺御理解いただきたいというふうに思っております。

なぜ、私がこの説明会に参加しなかったということについてはですね、さっきも言いましたように、この説明会の中でどうしても言い合いといいたいまいしょうか、村長が積極的に引っ張ったんじゃないかとか、その事業を誘致したんじゃないかとかそういう話がどんどん出てきて、あとは私たちごっこみたいにそういう言い合いをしてしまうというふうな可能性が、やっぱり想定されたものですから、私はできるだけ担当課長には、私の参加はちょっと見合わせたいからということで担当課長に調整してですね、その代わり副村長のほうで状況を知ってほしいなということもあって、私の参加を見合わせたというのが現実であります。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 村長はそういうふうに言っておりますけれども、今、塩屋の学校跡地は、塩屋学校を歩いて、村長をはじめ、出身者の憩いの場でもあると思うんですね。お互い議員団でも視察に行きまして、現状を見て、ああこれと思ってびっくりしたんですけども、結局、塩屋の校庭は区民の運動会、散歩など、いろんな形で使われているわけですね。だけど、何か聞いた話によりますと、請け負った会社が管理をしているということで、勝手に入れなくなったとか、そういう周辺の区民がですね、後で聞いたら入場料も出るとかどうのこうという話もあったんですけども、やっぱりそこは自分たちが出した学校ですので愛着はあると思えます。そういういろんな問題が出てきておりますけれども、先ほど村長が答弁されておりましたけれども、これを決めたというのは、多分村長ではない。エビ養殖は村長が希望を持って、村長の意思でそういうことを決めたのか、もう一度聞きたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっきも言ったようにですね、私がエビ養殖をしてくださいというふうな誘致をしたわけではありません。向こうからそういう、テスト的にやってみたいという話があってですね、それについて私は、やはり国立公園でもあるし、環境省や、あるいは水産省との調整が必要かと思えますし、また、環境省の許可とか、あるいは、水産庁の許可が必要ではないかということも懸念されたも

のですから、私はその件については、決して私から誘致をしたということではなくて、向こうのほうから事業をしたいというふうなことがあったものですから、その辺については担当課のほうと調整をしてくださる、その辺の環境省の問題やあるいは水産庁の問題をクリアできたら可能性はあるんじゃないのということも言ったかもしれませんが。そういう意味でありますので、御理解いただきたいなというふうに思っております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） この件については、村長のいろいろ答弁もありましたので、また後ろに人もいますので、この質問は終わりたいと思います。

2番目の、結の浜の誘致の件ですが、先ほど村長が計画どおりには進めているということでもあります。中を見るとですね、村の大きな課題でありました滞在型観光受入れ振興及び農林水産商工等宿泊施設として、本計画において200室のリゾートホテルとして雇用創出、地域経済の波及効果を期待するということで、村長のほうが、これは施策説明会のほうでも言われております。さっき進行状況はちょっと進んでいないというふうな形を言っておりましたけれども、再度聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ホテルについては、やはり多くの村民もこれに期待しているところであります。さっきも言ったようにコロナ禍の中でなかなか事業が進まないというのは、これは正直な話なんです。私どもも、去年あたりからちょっとルートインさんとは会っておりませんが、このコロナ禍が落ち着いた段階で、ぜひもう一度会長のほうにお会いして、そういう早い時期に進めていきたいというふうな要望をしていきたいなと。それは何かといいますと、やはりある程度条件みたいなものですが、村の海浜公園の整備をしなければなかなか進めにくいなというふうな話もあってですね、村としてはやっぱり漁港後ろの海浜整備を進めていくんだということでのそういう情報は向こうのほうには提供しております。海人会のほうの同意もある程度は取りつけているというのが現実で、それが着工に入ると恐らくルートインさんもそういう現場に入ってくるというふうな期待をしているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） お互いが、議員団が行ったときの図面もいろいろありますけれども、ぜひですね、村長、口に出して誘致をしようと言っていることですので、頑張って誘致をしていただきたいと思っております。以上、終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で3番 仲井間宗利議員の一般質問を終わります。

◇ 友 寄 景 善 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に4番 友寄景善議員の一般質問を許可します。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 総合福祉センター整備計画の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

ようやく今年度から、総合福祉センター整備に向けての具体的な作業がスタートしましたが、その取組内容と現在の状況、そして今後の作業工程等をお伺いします。

それから次ですね。旧塩屋小学校運動場におけるバナメイエビ養殖事業について、令和2年、昨年3月10日付で旧塩屋小学校でのバナメイエビ養殖事業を村長は承諾することを事業者へ回答していますが、承諾するに至る過程が不透明なので、以下の点についてお伺いします。

- ①承諾するとした回答に至るまでの事業者との経緯、いわゆるやり取りですね。
- ②村はどのような手続過程を経て承諾するに至ったか。
- ③承諾すると回答した理由と根拠は何か。以上、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

第1点目の総合福祉センターにつきましては、取組内容と現在の進捗状況については、福祉拠点整備基本計画の策定に向け、10月29日から11月30日までプロポーザルによる募集を行い、去る12月8日に優先交渉権者を決定したところであります。今後の作業工程としましては、年内に契約を締結し、令和4年中に基本計画の策定、令和5年度に基本設計及び実施設計を行い、令和6年度に工事を実施していく方針で検討を進めています。

2番目には3点求められておりますけれども、一括して答弁させていただきます。

令和元年12月エビ養殖事業についての提案を受けたのが始まりとなっております。その月の大宜味海人会定例会の場において、海浜整備について協議に行っておりますが、中西代表が、我々の協議の前に、養殖事業についての説明を行っていたのを確認しております。

令和2年1月2日に塩屋区民グラウンドゴルフのイベントの場において、中西代表も参加し、参加者にエビ養殖事業についての説明がありました。私もその場に参加しておりました。1月に担当課に事業変更追加についての調整があり、2月10日にエビ養殖事業のための改築承認依頼を受けております。その依頼においては、内容不十分であったため、必要とされる資料と対応について要求し、承認とはなりません。不十分な内容としましては、住民説明会の実施、国立公園区域であることから、環境省への確認。エビ養殖事業に関する法的なことを求めた。

令和2年3月3日に事業者から事業計画の変更についての申請を再度受け、その内容について、担当課長から契約条項にある手続等について、再度確認するための連絡を行い、村から確認できる部分として、環境省へ国立公園区域での許可関係で届け出のみで対応可能との確認がとれたこと。また、養殖事業実施に係る手続については、稚エビの輸入に関することについて、国内での輸入許可を受けている事業者から仕入れとなり、輸入する際には、出荷先国と日本国内での検疫を受けて、沖縄県の検査を受け、養殖事業を行われていくことになることを、農林水産省、沖縄県に確認できたことにより、事業実施について可能であると考えられたものです。

しかしながら、住民の説明会を実施し協調を図ることについては、当初から求めていましたが、2月の調整時点において実施されておりました。一部塩屋住区区长に説明会実施の申し出があったことは把握しておりますが、実施に至っておりませんでした。その中で、コロナ禍に突入し実施が見送られたこととなります。

庁内においては、事業変更申請があることの情報共有を課長等会議においてされておりましたが、これまでそのほかの跡地での変更等についても、事業調整を経て、村長決裁での承認としておりましたので、同様の手続となっております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） バナメイエビ養殖事業について、令和元年12月からこの事業についての提案ということで協議が開始されたということですが、この協議会がされたのは12月何日なのか、その文書、

いきさつとその議事録はありますか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

12月はですね、協議ではありませんで提案でありましたので、事務調整というか、対面で話しながら、こういうエビを養殖したいんだけどということであったと思います。その中で、こういうところの調整が必要ですという話合いをしたというところで議事録はありません。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 議事録がないということですが、12月の前半ですか。それとも後半のほうからこの提案があったか、そこら辺は分かりますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

はっきりとした答えは出し切れないんですが、海人会の定例会が第3水曜日と決まっておりますので、それ以前の話ではあります。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 塩屋小学校跡地の活用事業ですね、これを契約してからわずか1年8か月でそういう新たな事業が出ているわけですね。村としては当然、これ当初、募集したときに応募内容、この事業者は9項目の大きな事業計画がありましたが、これをですね、ちゃんとやっているか。十分チェックして、これを計画どおりにやっているかを村としては力を入れて対応すべきであったと思います。その事業内容がどれだけ実施されてきたのか、私は目に見えてこない、あまり。そこら辺は非常に疑問が残っているところです。その中でエビ養殖事業が出てきたということではありますが、塩屋の漁業、海人との話もいろいろあったようですが、このエビ養殖事業計画の変更申請ですね、これは令和2年、要するに年明け令和2年3月3日に変更申請を受理しているわけですね。もちろんそれ以前には、いろいろやり取りがあったと思いますが、大体事業計画が整った中で正式に変更申請を受理したというふうに理解しているんですが、3月3日、その時に同時にですね、企画観光課長から事業者へ事業計画変更及び改築の承諾の要件をですね、事務連絡で通知しているわけですよ。その内容がね、近隣住民に対し丁寧な事業説明を行う必要があり地域の理解を得ること。そして漁民との協定締結を求めています。このようにして受理したその日の文書で事業者のほうにこういう事業をしなくてはいけないことを事業者へ通知しているわけですよ。この近隣住民に対して丁寧な事業説明を行う必要があり、そして漁民との協定締結を条件上げております。これはクリアされて承諾したんですか、そこら辺お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この調整はですね、住民説明会のほうはやはりいろんなところでも話があるんですが、やっぱりやるべきだったという反省は大きなところがあると思います。事業者のほうにもそのときにできなかった、コロナに突入したっていうところもあって実施には至らなかったんですが、やはりその前からやるべきだったというところが大きな反省になって、今になっているんだろうというのは理解、反省しているところがございます。また協定については話があって、海人会との調整は進んでいたというところがあったんですが、海からの水の使用というのが循環型に置き換えていくという話があったということも後で聞いてはいるんですが、調整は進めていますよということの話で理解をしていたところです。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） これはだから、近隣住民との十分な説明もなされないまま、コロナの影響ということでありましたが、コロナ関連に関してはですね、この時期はもう人流の抑制とか人の経済活動が抑えられてストップされて大変な時期なんです。その中で、もうこの住民説明会というのは何らかの方法でできるはずなんです、合意形成ね。やろうと思えばこれはできたと思います。そして漁民との協定書締結、これも十分されていない。そのような中で、ちゃんとクリアされない中で、3月10日にバナメイエビ養殖事業の現状変更が承諾されているわけですよ。3月3日に受理して3月10日。1週間後ですね。大変急いでいるような感じがします。そして3月10日にエビ養殖の承諾を受けてですね、工事が4月6日、4月6日から工事が始まっています。これ工程表を見てありますが、4月6日から重機を入れたりいろいろ作業されているんです、工程表見ると。こういうふうにとんぱ拍子で事業が進んでいる。そのあたりに地域住区の区長と説明会。これが4月10日なんです。作業が始まった後なんです。後付で説明会をしているんです。こういうのはね、順番をちゃんとして、工事が始まる前にちゃんと地域の人に最低限説明をした上で工事の着工を図るべきで、手順が非常にこれは問題だということです。そして工事はね進んでいきます。もちろん村の広報紙にも、5月1日の広報紙にもありまして、そのときに初めて大宜味村民、一般村民はこういう事業が行われているんだということを知るわけです。それでもその内容については詳しくは分からない。まさかグラウンドをひっくり返して、あのような施設を造って養殖しているというのは夢にも思わないですよ。ただ単に水槽を置いて養殖をやっていると。場合によってはすぐ撤去できるような、簡易なものであるというふうな認識しか持たないですよ、一般の人は。このようにして広報紙に載って、ありましたが、そして工事はもうどんどん進んで、同じ年の7月に工事はもう完了。そして翌月8月8日に稚エビの仕入れをして養殖水槽へ入れたということなんです。これはね、協議開始からですよ。前の年の12月、わずか2か月余りで、村民が知らない間に、短期間で事業承諾してね、村民の理解、調和が図られないままに性急に、急いで進められている。そういう事業になっているんですよ。これはね、塩屋小学校跡活用事業とは切り離して全く新しい事業なんです。幾ら一般社団法人の関連業者がやったといっても、これは僕が理解するには全く新しい事業。こういう新規事業承諾ありきで進めているのはね、これ本当に内部での十分な議論もないまま事業開始を急いでいるということがうかがえるわけなんです。村は業者との間で内々に事業承諾することを約束したとしか思えないですよ。そういう事業の進め方になっていると思います。

それから先月、11月8日、9日、さっきの一般質問のほうにありましたがね、事業計画変更に伴う住民説明会が2か所でありました。私も2か所参加しましたがね、開催の趣旨がですね、資料によりますとね、住民の理解が求められていることや意見を集約し、承認の可否判断材料の一つとするとして開催している。そういうふうな趣旨で開催しているんですよ。私にとっては本当にいまさらという思いなんです。村の行政の進め方のまずさ、悪く言えば失態を覆い隠すために村民に責任転嫁。役場が今までやってきたことを言い逃れするような工作ではないかと、そういうふうに疑われるわけなんです。ですからね、これは新規にエビ養殖事業の話が出たときに、まずは住民説明会を開き、村民の理解と合意を取りつけるべきであったはずなんです。混迷を深めてからね、混迷を深めてからこの住民説明会を開くということは本当に不信感が募るばかりなんです。それでもう村長にちょっと伺いますが、バナメイエビ養殖事業に係る一連のこの村の対応について、どのような思いを持っておられるか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

今回のバナメイエビ養殖については、発端としてはやっぱり病気が発生したおかげで住民が非常に不信を感じた経緯の中で、やっぱりグラウンドが本当でしたら、もっとしっかりと整備をしながらやるという事業所の声を私は聞いておりましたけれども、しかし、病気が発生した状況の中ではすごいグラウンドが荒れているような状況があったものですから、やっぱりそれではまずいですよ。あれは囲いも、フェンスも張ろうとしていたものですから、これはまずいですということですぐ止めたんですけども、そういう面もあってですね、私はちょっと行政として、最初にそういういろんな面の協定を結んでおくべきだったなというのが、本当に顧みて、行政としてちょっとまずかったなというのは、やっぱり公害とかそういうものに対する協定をしっかりと結んで、契約を結ぶというのが、やっぱり誘致する場合は普通そうなんですけれども、その辺ができていなかったというのは少し行政として勇み足で進んだのかなというふうな感じがしております。その辺についてはですね、今後の学校跡地活用についてもしっかりとその辺を対応していきたいなというふうに考えております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 今回のバナメイエビ養殖事業における混迷の最大の要因はですね、村の対応に大きな問題があるんです。行政として当然やらなければならない手続を省き、性急に事業を承諾し、事業に着手したことが必然的に混迷を引き起こしています。本当に起こるべくして起こった当然の事態と思わざるを得ないです。承諾する前に、当然、地域住民や村民に対して丁寧な説明を行い、理解と合意を得なければならなかったはずです。今回の件は全く逆でね、事業者に承諾をすると回答して、その回答文書の中に次のようなことまで記載されています。ちょっと読み上げますがね。これ承諾すると回答した文章の中にですよ、こう書いてあります。地域の住民、漁民から事業内容及び今後の見通しに関する説明の機会を設けてほしいとの意見が複数あるため、相互理解の場を設けるなど、地域の理解を得ること。そして括弧書きで、書面で理解を得たことを相互に確認できる資料を残しておくことが望ましい。このように記載されているわけです。このことはですね、村が当然しなければならないことを棚上げして、その村がやるべき業務を事業者に押しつけている。そういう格好になっているんですよ。村が棚上げして実施できなかったことを事業者に押しつけている。本当にこれ押しつけ行政と言わざるを得ないような状況なんですよ。本来、村がやるべきなんですよ、村民との合意も取りつけて。これを事業者に承諾してしなさいと。村が前もってやるべきことなんですよ、こういうのは。

またですね、内部意思決定過程においても十分な調査、検討、審議が行われていなく、手抜きして性急に進めているのではないかと疑念があります。お伺いしますが、村には大宜味村立学校跡地活用審議会、そして大宜味村企業開発調整委員会、そして大宜味村重点施策内部検討委員会、それから大宜味村公共施設跡地等活用方策調査検討委員会、それから庁議等があります。もちろん御存じだと思いますが、塩屋小学校跡地活用事業者を決定するに至った手順はですね、まず、跡地活用事業者選考委員会に諮り、次に公共施設等跡地活用法則調査検討委員会、そして最後は庁議において最終的に決定しています。今回のバナメイエビ養殖事業を承諾するに至った手順や審議過程ですね、これらの委員会等を経たのか、再度お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

今回は、課長等会議の情報共有というところで村長からも答弁があったと思いますが、情報共有させ

ていただいて、内容を事務連絡をさせていただいているんですが、その内容の確認の法的なところを確認した上で、村長決裁ということまでさせていただいているものです。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） この件に対しては本当に軽微な変更ではないんです。これは重要な変更なんですよ。事業者と契約書も交わしてですね、契約書にいろいろあると思いますが、契約書の中には申請した計画内容及び甲との協議事項に基づき、土地を活用するものとするとか、いろいろ契約の段階で募集をかけて応募した内容をやらなくちゃいけないわけですよ。これと全く違う事業なんですよ。当初からこういうバナメイエビ養殖事業が計画に入っていたら選考委員の評価も、庁議での評価も変わっていただけないですよ。もしかして、他の業者が選定されていた可能性があるわけですね。全く違う事業ですよ。これはちゃんと情報共有したりとか審議会とかが開かないで、こんな行政の進め方がありますか。これは大変おかしいですよ。ちゃんとこういうときには、選考委員会は業者選考しましたので役割を終えて解散して、任務を終えていないんですが、それでもやっぱり行政内にはいろいろな事業に対しての審議会とか委員会とかがありますから、簡単に物事を判断しないで、判断というところちょっと語弊があるかもしれませんが、ちゃんとした手続を経て、村民の、住民の意見を集約して理解を得て、村民が喜ぶようなこういう事業を推進していく。そのために村は、ただすぐ急いでやるんじゃなくて、十分時間をかけて進めていかなければならない。今回の件については、私は業者主導で事が進められているのではないかと。もう少し行政が主体的にね、日程調整も。業者は業者なりで急いでいつまでに決定してくれと言うかもしれませんが、行政は行政で、行政の都合がありますのでね、行政がしっかり対応してこの問題に当たるべきです。役場は村長一人ではありません。大勢の職員や様々な組織、そして、関連する機関があります、いろいろ。みんなが知恵を出し合い、総力を結集して適切な判断の下に事業を進めなければなりません。村民不在ではなく、村民の声が届く開かれた村政、透明な村政、村民の福祉向上のための村政でなければならぬことを意見して、私の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で4番 友寄景善議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それではよろしく申し上げます。交通安全対策について伺います。安心安全で交通事故のない村を目指すことは誰もが願っていることだと思います。村民が危険と感じているところは少しでも早く改善に向けて、村行政、そして我々村議会として取り組んでいかなければならないと思っております。そこで3点伺います。

①結の浜ローソン大宜味塩屋店側の交差点については、子ども議会で何度か一般質問もあったことで、子供たちが危険と感じている場所だと把握し、信号機の設置を何度も要請していると思うが、今後の対応について村内にある信号機の移設も含めてほかに方法はないのか伺います。

②塩屋漁港入り口は漁港内にゲートボール場があるため、毎日夕方になると高齢者の方が道路を横断しているが、横断歩道も消えかかっている。走行車に対しての注意喚起の看板など安全対策はできないのか伺う。

③集落内を通る村道で事故が起こりそうな危険箇所を区長や住民に聞き取りし、事故を未然に防ぐため、減速帯やミラー等の設置をできないか。

2、地元産品奨励及び地元企業優先使用について。大宜味村商工会から地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請があったと思うが、村内の事業者を使わずに村外の事業者を使うことがあるのか伺う。

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

最初の①について、結の浜地区の交通量が増え、村民の交通安全に不安が増していることは実感しているところであります。これまでの子ども議会での信号機設置に関する取り組みが実り、令和3年12月7日に大宜味中学校において、沖縄県警、名護警察署、公安委員と子ども議会代表との意見交換を行いました。会では県内の信号機設置の状況や、ローソン側の交差点での交通量調査結果等の報告がございました。早期の設置につきましては厳しい回答でしたが、信号機以外の安全対策例について、安全対策を行っていくとのことでした。

②につきましては、信号機、横断歩道標識などの設置や速度規制等は公安委員会の所管事項であり、名護警察署を通して要請してまいります。

③につきましては、これまで村道におけるカーブミラー等交通安全対策につきましては予算の範囲内で行っております。また、区長や住民からの聞き取りについては、現場ごとに条件が異なることから、その都度、現場の状況を確認しながら意見を聞き対応しております。減速帯やミラー設置については次年度予算になりますが、交通安全対策特別交付金の枠内での対応が可能か検討してまいります。

2点目の地元産品の優先使用については、村内で調達できる産品についてはできる限り意識をしながら優先的使用に努めているところでありますが、地元では調達できない場合もございますので、村外の事業者を使用することもございます。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。
（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 私のほうでは関連して、①のローソン横の信号の設置についてお答えします。

議員も御承知のとおり、毎年開催されている子ども議会において、もう3回も質問が上がってきている案件です。先ほどもありましたように、先日は警察本部、名護署と中学生との意見交換会が活発に行われました。なかなか残念でそういう結果は出なかったんですが、信号機の設置はすぐにはできないということでしたので、教育委員会といたしましてはそういうものできないのであれば、今後生徒等の発案等も含めて教育委員会としてできることに取り組んでまいります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 1点ちょっと確認します。

令和2年2月ですかね、名護警察署のほうで交通量調査を行っていると思いますけれども、そのあとの調査は行われていますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

今おっしゃっているこの令和2年のものは、村の要請に基づいた調査だったと思います。またその後、先日中学校での意見交換会の中です、新たに調査を行った経過の報告がございました。その日付等

ははっきり聞いてはいないんですが、2回に分けて調査を行ったということでの報告がございました。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

現状調査というのが行われていると思うんですけど、このピーク時の時間単位に多分やっていると思うんですけども、車の。多分、朝の時間帯。その曜日と時間がもし分かれば教えていただきたいんですけど。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 先ほどもお答えいたしました、日にちについては何月何日ということでは把握しておりませんが、2回に分けて行ったと。また交通量につきましては、その2回目の調査の場合には基準を満たしているということで中学生への報告がございました。しかしながら、車の交通量は満たしているが、歩行者の横断歩道を利用する数のほうが少ないということでの報告がございましたが、基準は満たしているから全て設置できるということではない。また、現状としてはですね、やはり耐用年数を迎えている信号機の更新ですらままならないというような内容説明でありまして、必ずできないということではないんですが、やはり早期の設置については、今は厳しいというような回答がございました。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 名護署からこの現状の資料をもらったんですけども、国道側、ピーク時には、1時間で748台、結の浜から、エーガイ線からですかね、ここからの村道側が84台、交差点を利用している歩行者の数というのが2名という現状です。でも、それはピーク時というのは、例えば平日の朝の時間帯だと。そこを通る子供たちというのはまずいないと思うんですよ。なので、子供たちが危険と感じている時間帯というのはこの調査の中では出てきてないのかなと思います。それで利用状況が少ないから、ニーズが少ないからという理由でというよりも、やっぱり人命に関わることなのでどうかしていかないといけないというのは強く感じています。

それでですね、信号機の設置の指針というのがありまして、その中に、信号機設置の条件というのがあるんですけども、信号機を設置しようとする場所が、次の（1）のいずれかの条件に該当するとともに、原則として（2）のいずれかの条件に該当することというのがあるんですよ。その（1）というのがアからオまであるんですけども、この中で十分に幅員が確保できることとか、これはアですけども。イのところでは信号待ちをするスペースがちゃんとあることとか。ウのほうでは、1時間の、さっき言ったピークの時間帯ですね、それが最低300台以上あることとか。隣接する信号が150メートル以上離れていることとかというのはほとんど、この（1）は全部クリアしているんですよ。それで、（2）のいずれかの条件に該当することというのがありまして、その中に、信号機の設置のための択一条件、その中のイのところのほうに、小中学校、幼保連携型子ども園、病院等の付近において、生徒、児童、幼児、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があることというのがありますので、この辺を強く訴えればどうかできるのか、解決できないのかなと思っております。その辺、よろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件については、さっきも教育長からもあったように子供たちからの要望とか、また我々地域の、そこの結の浜地域の皆さんからもやっぱり危険であるんで信号機の設置を求めて

いるわけなんですけれども、実はこの信号機を設置する要件とした後、5つの要件がありますけれども、さっき議員が言ったように、300台以上、実際には780台ぐらいでしたかね、あります。ただ5つの条件の中で一つだけ達成できてないのが人身事故なんです。人身事故が今こっちで1件しか起きてないというふうなことで、優先度としては2件以上の人身事故があると検討されるという。だけど、先ほど総務課長が答弁したように、古い信号機が今いっぱいあるものですから、19年で替えないとできないというふうな要件があつてですね、それがどうしても都市地区のほうに優先度が強い状況にあつてですね。なかなかここまでできないというふうなことであります。そういう面で、子供たちからも意見があつたんですけれども、じゃあ何とか事故が起きないための対策、信号機が無理でしたら、ある程度の斜め線といたしましうか、右折線とか左折線のそういう線引きで何とか対策ができるんじゃないかというふうな、警察のほうからの提案があつたので、ぜひその辺を担当と、あるいは警察、国道と調整しながらですね、その辺の改善で信号機が設置されるまでは、そういう対応をしていきたいなというふうに思っております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

先ほどの事故の件というのは択一条件の中に入っているんですけれども、これは後で資料を、ネットでも取れますので確認していただきたいなと思います。

それでは②のほうで、漁港入口、大体4時ぐらいからゲートボールのほうに出かけて、大体6時ぐらいに帰ってくるんですけれども、今の時期になると6時頃は薄暗くて、車のほうからも多分見えなくて危険を感じるが多々ある、高齢者の方も多々あるのかなと思っています。今、看板の話もしましたけれども、例えば国道のほうに、センターにポールとかあるじゃないですか。道幅をちょっと狭く見せるような、そういう形のこともできたらいいのかな。ほかの事例とかもあればそれを参考にして、対応していただきたいなと思っています。

それでは③に移ります。③ですね、国道58号、これは塩屋のほうから、塩屋区の区長さんと、あとは住民のほうからちょっと聞き取りをしたものですけれども、国道58号から331号に抜ける道路が塩屋区内のほうに2か所通っております。58号側から進入してくると下り坂になっているため、最初の交差点を注視せず素通りしてしまう車が多く、過去に接触事故もありました。また、国道331号と旧塩屋小学校を結ぶ道路においては、道幅もあることからスピードを出してしまう車も多い。休みになると、青年浜付近で自転車で遊んでいる子供も多く、またウングミの角力練習のときなどには子供たちも多く集まるため、危険を感じることもあるため、減速帯の設置ができないか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 御質問にお答えします。

減速帯の設置につきましては、設置することは可能だと考えております。ただし、予算も必要なことからですね、先ほど村長が答弁したように、今のところこの交通安全対策交付金ですか、そこを使つての優先度、そこら辺を考慮しながら、村内いろんなところをやっていくことで考えているところですが、即今できるかということに関しては、やはり持ち帰つてですね、もう一度財政のほうとも相談しながら考えていきたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 例えばですけれども、この交通安全対策特別交付金、令和3年度73万2,000円

だと思えます。予算の面もあるとは思いますが、この辺、例えばですけど、材料だけを区に提供していただいて、その区で作業として、ああ、すみません、減速帯、プラスチックのものがあると思うんですけども、それを材料だけ区に提供していただいて、区の作業としてそれを設置することで、費用を安く抑えることができるのかなと思えますけれども、その辺ちょっと考えていただけたらと思えます。どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 資材提供ということだと思いますが、村道の維持管理等の草刈りについても今のところ3区ですかね。そういうような形で協力してもらって維持管理のほうをやってもらっておりますので、そういう材料提供で、また区のほうの作業のできるのであれば、そこら辺も考えていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に地元産品については先ほどの答弁で分かりましたけれども、地元企業優先使用についてですが、これまで地元企業におかれましては、様々なところで地域貢献をさせていただいておりますので、各事業、各業務においても地元企業を優先的に利用しているのか、再度、各課で確認していただきたいと思っておりますが、村長の見解を伺います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

優先使用につきましては、村の商工会のみならず県の商工会からも来ております。また、えすの里等からも依頼が来ておりますので、できるだけ村としては応えていくように。どうしてもできない品等がございますが、そこら辺もですね、各課しっかりと要請が来た場合には情報を共有して、職員一人一人が用途をする場合には村のものがないかどうかの確認等はできるように、また情報共有してまいりたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時09分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に1番 大城佐一議員の一般質問を許可します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 質問に入る前に一言。最近ですね、小中学校前を通ると、横断幕が、子供たちのですね、科学のジュニア甲子園全国大会出場とか、いろいろ新しい横断幕もあって大変うれしい限りであります。また、あじま〜を見てみると、1年生主体でソフトテニスの県大会を制し、九州大会に出場ということでいろいろありますし、また辺土名高校の活躍もたくさんあってですね、大変うれしい限りであります。小学校のですね、教育委員会に小学生の活躍の場もたくさんありますので、その辺も

ですね、ぜひスポーツだけでなく文化の面の、沖縄県で頑張ったものをもう少しアピールするようにお願いいたします。では、これから一般質問に入りたいと思います。

まず1番目に、職員手当について。

現在、予算化されている、予算化というより令和3年度の一般会計予算に計上されているものですね。職員手当は8項目あるが、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当の4項目についてお伺いします。

まず、通勤手当、住居手当については、どのような基準や条件で決定されているのか。

また、次に時間外勤務手当に関しては、上限5万円から7万円に改定したと聞いたが、その理由と、上限を設けた理由は何か。

あと管理職手当については、令和3年度予算から見る限り1万円と思うが、いつ頃からなっているのか。

あと2番目に、多目的広場とナイター設備の整備について。

幼児から高齢者まで幅広い年齢層や目的に対応でき、本村のキーワードの一つでもある長寿村の復活を目指す上でも、村民が自由に楽しく運動できる場所が必要と思うが、どう思うか。また、旧大宜味中学校が廃校になって以来、野球やサッカーの夜間練習するナイター設備もなく、他市町村のナイター設備を借用している状況で、金額も割高となり大変不便を被っているが、村としてはどう思うかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします、

まず最初に、1番目のほう、地方公務員の給料、手当の額及びその支給方法は条例で定められなければならないと規定されています。このため、いかなる給与その他の給付も、法律、またはこれに基づく条例に規定がなされなければ支給することはできません。

ご質問の手当につきましては、大宜味村職員の給与に関する条例及び規則で定めております。

まず、通勤手当につきましては、2キロ以上月額2,000円から30キロ以上1万6,100円の範囲内で支給しております。

住居手当につきましては、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員に支給しております。上限額は月額2万7,000円です。

時間外勤務手当につきましては、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に1時間につき100分の125から100分の150までの範囲内で、休日勤務においては100分の135の割合で支給しております。時間外勤務手当の上限につきましては、平成27年度に5万円から6万5,000円となり、平成28年度から7万円となっております。

上限額の設定につきましては、毎年度予算編成方針において基準を設けております。理由につきましては、歳出抑制の観点と職員の時間外勤務に対する対価としての予算確保等、総合的な観点から設定しております。

管理職手当につきましては、条例で月額100分の10を超えない範囲内で支給するとし、平成19年度から規則にて月約1万円としております。

2番目につきましては、本村の現況としてナイター設備はないということではないと考えております。

旧喜如嘉小学校運動場野外照明での利用は可能でございます。

しかしながら、旧大宜味中学校の存在時に夜間の野球の試合などの対応は、旧喜如嘉小学校運動場では狭いことで、活動が厳しいことも理解しております。

そのような状況もあること、また村民の福祉と健康増進、スポーツなどの交流拠点の必要性について、10月の庁内委員会において調整し、プロジェクト推進室において、結の浜スポーツ拠点整備事業を次年度の重点事業として進めていくこととしております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） いろいろ今の手当の面で答弁はありましたが、これはやっぱり大宜味村の職員の給与に関する条例に基づいての答弁だったんですが、私が質問しているのはですね、別にこれは必要ないとかこういうもの、類じゃなくて、今、村長から答弁あったとおり、いろいろその人に対する対価に対するものの支給はしなければですね、これもちゃんと地方自治法の204条でこういった手当は支給することができて、そして手当及び額については、支給方法は条例でこれを定めなければならないということであるのでですね、ちゃんとした手当は出さなければいけないというふうに思っているんですが、なぜこの質問をしたかという、やはり通勤手当とか住居手当、本来は役場職員は、もうこれ以前にも何名かの議員が質問もしてきたんですが、採用条件としてですね、受験資格。大宜味村に住所を有するか本籍を有する者ということであらうとされているのであれば、これは通勤も大宜味村内、先ほどの説明から言うと一番大宜味村で、役場から遠くて10キロ未満だと思うので、一番遠いところですね、これが4,100円。これは4,100円で済むわけなんですね。これが何名かの職員が名護、これは住居の事情もあって名護に、村外に借りなければいけないと思うんですけども、やっぱりこの採用条件に合ったことに対しては基本的には村内ですよ。例えば本籍が塩屋だったら、名護から通っても、あなたは塩屋からの通勤手当しか出ませんよとかですね、そういったことのやり方も、職員との対応も必要じゃないかというふうに思っております。これはなぜこの通勤手当のことを言っているかと言うと、例えば通勤するに当たって事故を起こした場合、地方公務員の災害補償法というのがあって、そこに通勤というのがやっぱり、これは当たり前、例えば塩屋だったら塩屋から役場にまっすぐ、この間を通らなければいけないというのがこの災害補償法にもうたわれているんですよ。こういった場合はどうなるのか。例えば喜如嘉方面から、子供を学校、こども園へ送って、役場に向かう途中で事故を起こす。そういった場合の補償は、これは普通の通勤に当たるのか。これはなぜこの通勤手当に、今、災害補償のことを言うと、通勤をしながら、例えば職員が公務上、負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤の途中で負傷したということであれば、これは職員の、休んだものの補償は全額あるわけですね。あるかないかも職員に対してもこの通勤上にかかってくるんですが、今言った通勤というのはどういう捉え方をしているのか。例えばさっき話をしているみたいに、喜如嘉方面からこども園、学校へ車で送って、出勤、向かっている途中で事故を起こした場合は、これは普通の通勤と見なすのか、どういう見解を持っているのかその辺をお聞きしたんです。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

この補償の対象の話ではございますが、やはり通勤、退勤に関しましてはですね、そこまでは一応職務ということでこの災害の対象となると思います。しかしながら、議員おっしゃるように退勤の際にですね、どちらか私用で寄って、その帰りとか。そういった場合に対象になるかというのは、その都度災

害等の申請をして判断にはなるとは思います、基本、通勤、退勤、通常ですね、通勤、退勤は対象となるものと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） そこはですね、私もこれは一定のやっぱりね、子供を学校に送って仕事に向かう途中ということで、これは、あまり専門的なことは知らないんですけども、一般的に見るとこれは災害補償法に当たるんだよというふうに。この通勤のやり方ですね、また詳しいほうはこの災害補償法にありますので、その辺ももう少し私も勉強してですね、通勤についてのあれをやっておきたいと思いますが、本題に戻って、この通勤手当は何度も口酸っぱく言っているんですが、できるだけ大宜味村の職員は村内に住む。これは次の住居手当にも関連するんですが、その辺はですね、住居のあれが少ないということではあるんですが、これも給与条例に書いてある、これは11条の2で、先ほど村長から説明があったとおり、月額2万7,000円を超えることがないと。最高2万7,000円だと。ということは、名護でアパート代が6万円以上で借りたら、この2万7,000円はあるわけですね。私が何でこれを言いたいかというと、そこには職員には村内で住居を構えて、村内でアパートを借りている人は全く問題ないんですが、村外で借りている人に対してはですね、やっぱり何か差額を設けたらどうかというふうはこの条例思うんですけど。例えばですね、新居を構えた職員が村内に。やった場合は今のこの条例を見ると、この職員に対しては何の手当もないわけですね。この以前は2,500円ですか、平成21年、22年でしたか。そのときにこの質問をしたときに、この住居を構えた、つくった人は2,500円の手当が5年間あったみたいなんです、最近のこの条例を見ると、これには何もないものですから、これはどういういきさつでなくなっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

まず通勤手当、住居手当について、村外に居住している職員についてでございますが、これまでもほかの議員等からも御質問があり、また村長もですね、私が総務課長を命じられたときに、どうかここ見直すようにできないかというような指示を受けました。しかしながら、やはり居住の自由というのは高いハードルがありまして、なかなか村独自でやるのにはまだ至っておりませんが、これまで転居とかした場合には、専決ですね、課長までの決裁ではありましたが、村外居住者につきましてはとりあえず村長のほうに理由書のほうを、こういった理由でということでやった機会もございます。やはり職員見ますと、それぞれ婚姻等、いろいろ事情があり村外に住まなければならないというような職員もおりますので、そこら辺は御理解願いたいと思います。

持ち家の手当につきましては、やはり地方公務員につきましては国庫状況等がございます。国家公務員の持ち家の手当の廃止等から進んで、地方公務員のほうにも準拠する形ですね、地方公務員というのは県職も市町村の職員も持ち家の手当に関しては廃止しているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） できる限り、全くこれを切り捨てるということじゃなくてですね、やっぱりその辺は、例えばこの条例、住居手当条例の11条の第2項に、月額2万3,000円を超える家賃を払っている職員に対しては、この家賃から2万3,000円を控除した額の2分の1に。最高が1万6,000円にプラス1万1,000円ということであるものですから、その辺の数字の調整をどうしましょうとかですね。この第3項に、前2項に規定するもののほか住居手当の支給に関して、必要な事項は規則で定めるとあるん

ですが、先ほど課長の公務員の住居手当がちょっと聞きづらかったんですが、私は、村内に住居を構えた人に対して、そこには固定資産税も払っているわけですね、この職員は。家を造っても。借金というか、どこからか借入れの返済もあるし、だから返済の何%かをですね、家を新築した場合の話ですよ。そういった幾らかを出すとかですね。そういったものを設けていいんじゃないかというふうに思っていますので、今後検討してください。

あと時間外勤務手当なんですが、これはこれまでも、以前は全くフリーで上限もなく、昔は、給料より時間外勤務手当が多かったとかですね、よくこういう話も聞きました。しかし、実際、中身の仕事はどうやっているのかというふうにちょっと疑問を持つようなところもあったので、この5万円というのはですね、私個人的にですけど、職員でも真面目にやっている方もいるわけなんですね。それに見合う報酬は、僕いいと思います。上限設けなくてですよ。今、5万円から7万円に改正したというんですけど、これは上限を設けることなくですね、これはちゃんと課長が、この職員は今日はこの仕事で大変忙しい。確実に分かってサインをするわけなんですね。そこについてはっきりしたものについては僕はいいんじゃないかというふうに思っております。これを例えば、最近若い人が、去年から3名立て続けに退職されているんですが、9月でしたか、職員の業務量について質問したんですが、やっぱり業務量に応じた自分の対価というか、報酬というか、時間外勤務手当が合わないとか、こういうこともあったりはしなかったかなというふうにちょっと思ったりはしますので、その辺も十分仕事に、この時間外勤務手当ももう少し中身を十分あれしてもらって、検討してもらいたいと思います。

あと管理職手当のこの1万円ですが、これはちょっと聞き漏らしたんですが、いつ頃から1万円なのか、もう一度お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 平成19年からの改正となっております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これも給与条例のですね、第9条の管理職手当は職員における給料月額額の100分の10を超えない範囲内で支給すると。これは、各課長1万円なんですが、兼務もありますよね。産業振興課と企画観光、これ兼務の場合も同じというふうに考えているのか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今、兼務に関しましてはですね、産業振興課長と農業の局長、またはプロジェクト推進室、企画課長との兼務等ございますが、そこらについては1課長1万円ということです。職務ではなく。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 時間もちょっとなくなるので。これは令和3年の6月に、町村議会議長会から出された行財政諸資料というものなんですが、これを見るとですね、1万円というのは大宜味村だけなんですよ、これを見たら。だから私は、課長、自分たちのことではいいはずだけど、私は近隣市町村とですね、これ歩調を合わせてやっても私はいいと思います。これ市はないでしょう。町村会のですからね、町村会のもので。今、一番いいのがですね、これは南風原町かな、4万7,000円、南風原町が一番、4万7,000円の手当。その辺をですねもう少し、村長、頑張っている課長たちでもあるし、その辺は検討したら、どうですかね。ちなみに国頭が2万円で、東も2万円です。その辺を検討してもらいたいと思いますが、この件に対しての答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 提言ありがとうございます。

近隣市町村、あるいは県内と比較してもですね、大宜味村の管理職手当が1万円ということで、とても安いということは感じております。以前は率でやったときもあります。それから、どんどん金額も減ってきて、今は1万円ということで。平成19年から今の状況が続いています。やはり課長等に非常に難儀してもらっていることもあってですね、そのあたりは今後とも財政も含めて、総合的に上げていかなければいけないのではないのかと個人的には思っております。そのあたりは十分検討していきたいと思えます。

それとですね、住居手当の件もありましたが、やはり個人で家を造って村内に住む、そのあたりは非常に喜ばしいことで推奨もしていきたいんですが、個人の財産を造ったからということで、そこに公費を充てて支給していくのは、非常に一般住民から考えたら非常に厳しいものではないのかなと思っております。やはり生涯で考えた場合に一番大きな財産を取得をしたことになろうかと思えます。そのあたりもですね、意見は意見として受けていきたいと思うんですが、やはり公費ということもあって、そのあたりは非常に難しいものだろうと思っております。

通勤手当あたりについてはですね、業務上も村内に住んでほしいと常々思っております。災害時の対応とかですね、いざという時の対応、あるいはさっき事故の話もあったんですが、通勤距離が延びることによって事故に遭う割合というのは上がってきますので、その辺りも含めてですね、なるべく村内に住んでほしいと思っておりますが、これを必ずこっちに住みなさいということは言えないこともあって今の状況になっております。

さっき総務課長からあったとおり、この場所を移るときとか、そういうときには面接とかですね、そういうのも行ってきたこともあります。そういうのもっと話し合いをしながら、なるべく村内に住んで、村民の目からしても、村民にいつでも相談できるような職員になってもらいたいということもあってですね。そのあたりは推奨はしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひこの辺はまた、この場所の変更とかやっぱり、これは任命権者に報告の義務があると思うので、その辺は徹底してやってもらいたいと思えます。管理職手当については検討してみてください。1番についてはこれで終わりたいと思えます。

次、2番、多目的広場とナイター設備の整備についてということなんですが、多目的広場としてですね、当初は大変、この大宜味村のスポーツ拠点整備計画を、以前のものを見ると大変すばらしいものができていたんですが、いつの間にかこの変更も余儀なくされて、どっちつかずのほうになっているんですが、村としては、この多目的広場を今どこに計画されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

平成25年度にスポーツ拠点のこの計画ができておりますが、その時は今ある学校の土地のところに計画がございました。ただ、その学校の建設のときにですね、この県の埋立て申請の用途変更がありまして、用途変更の中で、もともと学校用地としてあった、4工区のところですね、一番北側のところ。そこと今の学校跡地のところのほうを交換しているというか、そういったことで変更されているところです。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、北側を予定していると思うんですが、これは全体の公園スポーツ拠点整備計画のゾーニングをみるとですね、東側、今ローソンのある空き地、そこも海浜公園とちょっとした樹木を植えた公園みたいなことが計画されておりますので、そこに多目的広場を造れば、大変利用価値が出てくるんじゃないかというふうに思っております。そこでまたナイター設備も同時につけてもらえれば、今後計画として、ホテルの海浜、ビーチも漁港裏に計画するということが話がありますので、その辺のですね、どうしてもビーチをつくとシャワー室とかトイレ、その辺も整備しなければいけないし、そこにやればですね、ビーチから帰りにトイレとあれもできるし、またその広場の利用者についてもこのトイレの利用もできるし。また村のイベント、お祭り、今は塩屋漁港でされているんですが、そういったイベントもそこでできるようになれば、大変便利になるんじゃないかと思っております、その辺の計画も考えてみてください。野球も大体見て、両翼いい距離を造られるし、サッカーもできるような状態で造られる場所と思うので、その辺の検討は考えているか、それからお願いしたいと思いません。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

スポーツ公園計画を策定したときに、今、学校があるところに多目的広場、体育館、テニスコートということで計画がございます。それと公園的な位置づけとしては、今の結の浜公園があつて、その近いところの一番南側の、これは幼保のこども園がある付近の手前になります。そこに広場ですね、亜熱帯花木や観葉植樹などフラワーガーデンというようなイメージの広場があつて、そこに広場まではいかないんですが、交流のような広場ができるかということの計画でございました。今ある提言というかですね、そういったところの広場が南側のほうにできるかということは当初はなかったんですが、意見があつたということで、できれば来年からスポーツ計画の補助申請、補助金申請のほうも予定したいと考えておりますので、この計画の中で今のような意見があつたということも踏まえて検討はしていきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 課長も持っていらっしゃると思うんですが、それにも村民海浜公園計画図ということで、綺麗に整備されている計画があるので、それに沿ってグラウンドの整備をすればですね、特に私の意見です。ナイター設備をですね、できたらそこに持っていけば、いろんなイベントでもナイターというのは使えるし、本当は学校のほうでナイター設備をやったほうがいいとは思いますがね。その辺のナイター設備についての設置の、何ていうか、やるというあれは村としてあるのかですね、村としてどう思っているのか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） やるという断言はできませんが、計画には入れていきたいと思っております。やはりこれまでの、旧大宜味中学校で行われていたもの、また今のこの旧大宜味小学校でやられていたサッカーとかですね、そういったものも現状は把握されておりますし、また体育協会野球部のほうからも要請があつたというのも伺っておりますし、そういった活動を何とかサポートできるような形で、行政としてもやっていきたいと思っております。それに大切なナイター設備というのがありますので、そこは十分考えながら、検討というよりもやっていく方向で、今、物事を考

えているというところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひですね、若い人たちも仕事を持って、それが終わったらほとんど5時後、6時ぐらいしか時間的に余裕はないと思うので、その後からしか、やっぱりナイター設備というのは必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。まずはですね、これを以前のナイター、先ほど村長から喜如嘉小学校の話があったんですが、ナイターがあるという話だったんですが、十分な、野球のできる明るさは僕はないと思うんですよね。暗さはあるので、その辺は十分検討したらどうかというように思っております。

ちなみに、旧大宜味中学校があった場合のこの使用料が、大体野球の場合は村内で、3時間で2,400円だったわけですね。これを、今現在ですね、青年たちはみんな大宜味村内にはないので、村外に出ているわけですね。村外を見ると、名護、国頭を見てみると、国頭でも今の本球場が使用料、3時間をめどとして2万円ぐらいかかるわけです。国頭本球場がですね。サブのほうが1万5,000円ぐらい。使用料とナイター設備を使ってですね。あと名護の真喜屋が大体6,600円。本球場を使うと大変な額になるんですが、ちなみに本球場もですね、本球場は……。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員、質問時間が少なくなりましたので簡潔お願いします。

○ 1番（大城佐一） こういった大変な額負担が来るわけなんですね。その辺をぜひ、この若者たちのためにも運動する人に向けて軽減できる村内のナイター設備が必要と思いますが、どう思われますか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 平成24年につくったこの計画の中ではですね、名護市とか国頭村にある公認の競技場、野球場であるとか陸上競技場、そういうものを造っていこうという話ではなかったようにまとめております。しかし、村民がいつでも運動できる、そういう広場を造っていこうということで、野球をしたりサッカーをしたり、そういう広場を造っていこうということの計画になっております。

それと、やはり今、大城議員が言っているように、村内には今、社会教育運動施設がない。学校教育の施設の中で大宜味小学校、中学校の運動場はあるんですが、そういうことも含めてですね、やはり社会教育の立場からしても働いている皆さんが使える時間というのはやはり限られてきます。そういうことも含めてですね、ナイター設備というのは必要だろうというのは痛感しておりますので、これからさっき話があったとおりですが、令和4年からまた事業申請をしていきます。その中で、計画をつくる中で今の意見があったということも含めて、また村民からの声も拾いながらナイター設備ができるような施設、広場的なものになろうかと思うんですが、そういうことも含めて計画はしていきたいと思えます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） いろいろ答弁もあったんですが、ぜひですね、健康長寿村復活のためにも、この多目的広場でみんなが楽しく運動できて、そして夜、ナイター設備があつていつでも運動できるこの状態を皆さんに造ってもらって、大宜味村の、ぜひ日本一の長寿村を目指していければいいというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。以上で終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で1番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午後 0時00分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 宮 城 貢 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に7番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 2点。村行政全般について3点伺います。

①村の観光、村民ガイドの現状と今後の展望を伺います。

②産業政策で農家の高齢化や後継ぎ問題、それに特産品開発について伺います。

③公民館を学習施設として活用できないかを伺います。

2点目、大宜味村エコツーリズムの推進全体構想について3点伺います。

①大宜味村エコツーリズム推進全体構想案は、おおぎみツーリズム推進協議会が主体となっているが、今後、エコ、グリーン、ブルー等も考えているのか伺います。

②自然観光資源一覧の主な環境自然の中に、③ネクマチヂ（ネクマチヂ岳～六田山散策道）があります。現状をどのように捉えていますか。

③おおぎみツーリズム推進協議会の構成メンバーに議員がいない理由を伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目の①については、村の観光の現状につきましては、コロナ禍の影響を受け厳しい状況であると感じているところでございます。

また、村民ガイドの現状は、本村と国頭村と東村との連携により養成されたガイド登録として10人が登録されております。

今後は3村の取組も連動しながら、本村独自のガイド登録制度を構築していくことを、村第2次観光振興基本計画及びエコツーリズム推進全体構想の実施プログラムとしてあり、現在、担当課において関係者と勉強会を行い、認定ガイド制度の構築に向け取り組んでまいります。

②につきましては、本村の農家の高齢化や後継ぎ問題は深刻な問題でございます。また、農業分野で本村の特産品といえばシークッカーを活用した商品であります。第2の特産品としてカラキを活用した開発を推進しております。

2つ目の①につきましては、グリーン、ブルーツーリズムの協議会の設置のことかと考えますが、おおぎみツーリズム推進協議会の設置の趣旨としましては、区長会をはじめ、村内の事業者を含む各種団体を網羅し、村の観光振興の方向性について意見交換や協議を行う場となっておりますので、村としてはグリーンやブルーの協議会を新たに設置することは予定しておりません。

②現況、村のガイドツアー利用やその他、個人や団体での利用がされている状況は把握しておりますが、自由にいつでも誰もが利用できる場所ですので、国立公園区域に指定されていることもあり、貴重な生物の保全なども考慮しながら、ぜひとも村民ガイドを養成し、保全と活用によるエコツーリズムを推進していきたいと考えております。

③につきましては、議員としての立場で関わることで、村議会において、その運営について、協議会構成員として関わる場合もあると思いますので、議員が加わることは望ましくないと考えております。

あとは教育長のほうから答弁いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 公民館を学習施設として活用できないかについてお答えいたします。

この件は、子ども議会においても質問が上がった案件であります。公民館の活用については、各公民館において使用の許可条件が異なると思いますが、議員のおっしゃるとおり学習の目的であれば、各公民館の借用は可能ではないかと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） まず、①の村長のほうの答弁に、今、国頭、東、3村でということ、10名のガイドというのは村内在住者が10名なんですか。ちょっとお聞きします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 村に住所のある者ということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） この村内に10名のガイドの方がおられるということであれば、現在、何て言うのかな、ター滝とか、どこの場所のガイドというか、実際にこの10名の方の動きがどうなのか。認知というか、それは行政のほうで知っていますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

どこという特定はされていないと思いますが、活動しているところはある程度把握はしておりますので、ネクマチヂだけの散策であったりとかですね、あとター滝のガイドをしているというのを伺っております。またあと集落散策も行っているということは聞いているところです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 集落散策のほうもしているということであれば、今回全体構想の中で、どの場所というよりか、村内にある17区字が対象になってということでの場所の選定もありましたので、ぜひともこの集落案内等のガイドの方、またそれを説明できる方もまだいると思えますし、ぜひとも発掘、また育成のほうをお願いします。

あと村長の答えの中で3村と言っていましたけれども、大宜味村独自にというガイドの認定のほうの動きはいかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

3村のほうでの取組は世界自然遺産登録に向けて、3村協議会で森林ツーリズム部会というのを立ち上げてですね、そこで今活動していたものになっています。大宜味村としては、エコツーリズム推進全体構想を平成20年度から立ち上げておりましたので、その際に、計画案として、構想の段階だったんですが、黄金人プロジェクトというものを、構想を持っておりました。それが今、10数年経っておりますけれども、この全体構想、認定申請、今年度でしていこうという動きの中で、再度その構築に向けて

やっぺいこうという動きになっています。その黄金人プロジェクトで認定制度を設けてですね、ぜひ次年度、再来年度には運用開始ができるように取り組んでいきたいと考えているところです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） では2番のほうの農業関係、農家の高齢者後継ぎ問題なんですが、高齢化も現状としてありますけれども、村のほうでも新規就農関係を積極的に支援しているということを伺っています。村のほうの、農業関係のですね、新規支援あたり、ちょっと質問の内容が変わるかもしれませんが、そういうことの実例というか、こういうことで成功していますというのがあれば、また今後もこの新規就農に関してどういう取り組みをされていくのかお聞きいたします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 本村としてはですね、第三者継承を含めた後継者への継承を進めるの必要性があると考えております。現在、県などの補助事業を活用して新規就農者に対してですね、農業機械や施設の導入支援や就農の定着のための資金の交付等を行っております。また、営農上必要な知識を身につけるための農業経営講座等を行い、新規就農者の育成支援を行っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 2番のほうの、そのまま特産品のことを伺います。

村長の答弁の中で、特産品カラキのことは話されていましたが、令和2年の大宜味村優良特産品新規申込みというのが、年度は変わりますけれども、令和3年2月1日からありましたが、このほうに対して新規申込みはありましたか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） この件に関しましてはですね、同じ業者さんが、カラキバターとかそういうふうな形で2点ほど申請が出されていて、そのあとに審査会を開いて奨励品に認定させていただいて、たしか広報紙等でも掲載したと思います。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 確認いたします。

これはカラキでよろしいのでしょうか。特産品。カラキだけですか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） カラキキャラメルと、たしかシークワサーバターという形になります。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ③公民館の使用を教育長のほうでお答えになってもらいましたが、使用関係の、使用するときの電気代とか、また使用代みたいなのがもし発生した場合、行政のほう、教育委員会のほうまたバックアップ。あとたしか伊平屋とか離島あたりで塾というか、何か教えてくれる人たちがそこに来て、そういうのも公民館等でやられているというの聞いておりますが、支援関係はできるでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） お答えいたします。

今、議員がおっしゃることなんですけれども、教育委員会の支援ということで、この光熱水費とかですね、そういったものの援助は今現在考えておりません。子ども議会において子ども議員から活用でき

ないかという質問であったんですけども、子ども議会の議員におかれましては、この借用場所＝教える人も学生が、地元の学生がいればいいということの質問でありました。答えとしてはですね、今現在、県がやられている無料塾があって、そのこのほうで、今、月、火、木曜日、3日間、児童生徒を対象に無料塾を行っています。これは県が主催して教育振興会というところが現在やっていますので、まずはそのこのほうを活用されたらどうですかということで子ども議会のほうでは答弁をいたしました。

今、議員がおっしゃる活用に関してはですね、教育委員会が全ての区にお願いをして活用させていただきということではなくて、そのこのやっぱり保護者であったり、そのこの生徒が、ものすごく強く要望して、その公民館開放等をお願いするのであれば、援助はしていきたいんですけども、今、予算的なものでの支援というのは考えておりません。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 考えてないということは、そういう熱とか要望があれば、これからは考える方向に持っていくことは、予算措置ができるということで考えてよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） もし、そういうことがあるのであれば考えていきたいんですけども、基本、今現在の無料塾であるんですけども、そのこのほうも有料で取っています。光熱費とかですね。全て無償で県に貸し出ししているわけじゃなくて、光熱水費は計算をして行政が取っているという形なので、基本的には今現在議員がおっしゃる、今後は対応できないかということなんですけれども、考えていきたいんですけども、基本的なスタンスとしては、光熱費に関しては受益者負担で考えていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 確認です。

今、無料塾はどこでされているのか、1か所なのか、何か所かでされているのか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） 今ですね、教育委員会の2階のほうで1室。今、仮庁舎になっていますけれども、そのこの一角のほうでじんぶん塾という形ですね、月曜日、火曜日、木曜日と教室を行っているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 2点目の大宜味村エコツーリズム推進全体構想について。村長の答弁の中で、エコのほう、今グリーン、ブルーは、それは考えていないということですか。それとも今回のこのツーリズム推進構想の中には入っていないということでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

このツーリズム推進協議会というのは先ほど村長からもありましたように、全体的な網羅してありますので、例えばグリーンであったり、ブルーツーリズムであったりとかというものは全て網羅されていくものであります。協議会とかですね、新たに設置する場合には、ぜひ民間事業者であったりとか、自らの力で立ち上がっていただいでですね、例えば協会を立ち上げるとかがあると思いますので、そういったところは事業者のほうで立ち上がって、そこに参入していただけるような取組になったらと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今回、全体構想を村内に、11月22日から29日の間に4か所で説明会を行っておりますが、これはもう平成20年度にできた法律ですかね、推進法。それと20年に協議会の結成もされていますが、今、このタイミングでというか、もし文書の中で、確かに広報の中にもあるんですが、肉声の中で村民にこの件について訴えるというか、一緒にそのエコツーリズム関係で村おこしをやっていこうという思いを、もし言葉でもって話せることでしたらお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

先日ですね、11月の末に全体構想の住民説明会を行わせていただいております。その中で、村長も説明会のほうで村民へのお願いという形ですね。この全体構想自体は法律に沿って取組方を、特にルールやマナー、そういったものを村民にお願いしながら事業者も一緒に進めていくということになりますので、ぜひこのエコツーリズム推進というものが、このエコツーリズムの定義に沿った形で推進して、地域の振興につながるよということのほうで、ぜひ村ぐるみでやっていきたいと思いますというお願いベースになりましたけれども、そういった話がありましたので、ぜひ、議員の皆様も一緒になって推進を取り組んでいってほしいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 2番のほうに、ネクマチヂ岳から六田山散策道について、実はもう20年近くなると思います。世界エコツーリズム大会が大宜味村、こちらの散策道を使つての、何と云うかな、一緒に参加したことがありますして、ぜひともター滝の件もありますが、このネクマチヂの散策、つまりお金を少しかけて散策道の整備とか、あとガイドの育成。だから本当に大宜味村を見てもらうにも一番いい場所かなと思っています。ぜひともこのネクマチヂの散策道についての整備、あとガイドの育成等、前に進めるようにお願いいたします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で7番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に6番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 1番に、根路銘区ビグチ川の全面改修について。

根路銘区内の北東側にあるビグチ川の全面改修の要請が根路銘区長よりあったと思います。ビグチ川の水路は根路銘川との合流地点から約80メートルはコンクリートの三面張りとなっており、この水面の構造物は古くに土木工事されたためコンクリートの底が数か所割れ土砂がむき出しになっている。その川底の土砂が削られ護岸底の土砂が流され、土手の斜面に穴があいて年々大きくなっている。また、根路銘川の合流地点にある橋付近は、アカギの根っこにより護岸が大きく割れ崩壊の危険性があり、その上にかかる橋の安全性についても大変危惧しているところである。根路銘区内の重要な環状道路であるビグチ川にかかる橋などの安全性などについても調査をし、早急にビグチ川の全面改修と橋の架け替えなどを前向きに検討して工事を進めていただきたいが、村としての見解を伺います。

2、次期村長選の出馬について。

次期村長選の出馬について伺います。

2期目の3年が過ぎたところで、次期選挙まで約10か月となりますが、これまでの7年間において大

宜味村の発展のために「ぬち限り」尽力され、村の諸問題解決のためにいろいろなアイデアを生かした企画が進められてきたことは大きな実績であると思います。現在進行中の大宜味村第5次総合計画や村役場庁舎建設など、諸課題が山積している状況と考えますが、次期村長選の出馬への意思はあるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

第1点目、①につきましては、根路銘区ビグチ川の全面改修と橋の架け替えについて、去る11月に根路銘区長から要請を受けており、現場について確認を行っております。

全面改修、橋の架け替えについては多額の事業費が予想される。補助事業の有無をはじめ、補助採択ができるかなど時間がかかります。そこで、今回の箇所については、対応として破損箇所の修繕をメインに考えており、早急に対応できるよう努力をしております。

2点目につきましては、平成26年10月に就任して7年が過ぎました。この間、観光協会の設立、火葬場駐車場の整備、診療所の医療機器の充実、村民憲章の制定、村の蝶々の制定、憲法9条の碑の建立等に取り組んでまいりました。

公約の実現に関しましては、未達成の部分はございますが、観光や特産品のPRは成果が出てきています。

現在進めている庁舎建設や第5次総合計画の後期計画の推進や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期の目標を設定し、取り組んでいる時期と世界自然遺産に登録され、これから村の観光振興を進めていくために、ホテルの早期着工に向けて対応していかなければなりません。令和4年度の重点施策として、結の浜スポーツ拠点整備事業や塩屋湾港湾整備、道の駅周辺整備等を実現していくために、頑張りたいとの声もありますので、頑張っていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 根路銘のビグチ川、令和元年にも9月にも私、同じ内容で質問したんですが、やはりこの川底は年々ひどくなって、写真も提供したんですが、底面のコンクリが割れたのか、立った状態で今あるんですよ。非常にだから、今後こういう道路まで崩壊していくんじゃないかなと、非常に年々そういう心配しております。

村長がおっしゃるように、多額の予算がかかると思います、たしかに改修は。ただし、今、私、この間からしょっちゅう通って確認しながら聞いたりして、いろいろ見ているんですが、予算の都合上、全面というのは非常に厳しいところがあるんですが、応急的に3面の、2面に関しては、タテに関してはとてもしっかりしているような状況があります。下のほうがですね、地下水の流れている状況があって、やっぱり古くなって割れて、底が渦で巻いて、右斜面に穴があいてですね、そこまで土砂が流れ込んでしまっただんどんこの斜面のほうの穴が大きくなっている現状があるんですよ。ですから、底の部分だけでも改修すれば、ある程度はこの川に対する安心感というか、災害を未然に防ぐことができるんじゃないかなとそのように思っていますが、今村長がおっしゃいました、応急的なものができるんじゃないかとおっしゃっているのは、この3面のうちの底の部分を検討しているのか、もう一度お伺いしたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ **建設環境課長（新城 寛）** 議員お考えのような、底のほうをまずメインにちょっと改修していこうかなと考えているところです。これからなんですけど、令和4年度の予算等のヒアリングもございまして、その中でちょっと考えていきながらですね、次年度。今年度の工事についてはかなり厳しい部分もございましてできないんですが、次年度あたりの予算に計上もしながら考えているところです。

先ほど議員がおっしゃっていた集落の周りを回る道路、その道路のほうにも若干影響が出てきているのかなと思いますので、そこも視野に入れながら今後修繕、できるだけ早目な対応、それと先ほど言いましたようにやはり予算がかなり、全面改修となると多額のお金がかかります。補助事業等の、先ほど村長も話しましたように、採択ができるのか、そこら辺も交えながらですね、予算と検討しながら、どうか早い対応ができるように努めてまいります。

○ **議長（平良嗣男）** 6番 大城邦彦議員。

○ **6番（大城邦彦）** 今回は前向きな意見が聞けました。

あとですね、私、今、土砂が、斜面が崩れかけている、穴があいているところの話だけを今したんですが、川の河口のほうで、2年前でしたか、役場のほうでお願いしてアカギの大きい根っこを伐採して、今写真を提供したんですが、かなりコンクリートが割れていて、崩れる現状を今すぐというわけではないんですが、将来にかけてこの場所もやはり今後は頭に入れて改修しなければならないんじゃないかなとそのように、この写真を見て思います。

次にですね、根路銘区内は環状道路といいますか、もう、私の家から回ってこういうふうにあるんですが、私の家から今言うビグチ川のところまで大型も入ってくるんですよ。実は、ついこの間、マイクロバスが入ってきてしまって、右にも真っすぐもUターンもできないで、ずっと家の前でうろちょろしているんですよマイクロバスが。やっとの思いで、私、出て誘導してあげて、隣の家に入ってバックして出て行ったんですが、分からないで入ってきてですね、曲がりもできない、Uターンもできない。そういう現状があります。これはまさしく今、ビグチ川に架かっている橋の、このあれがちょうど90度になって、曲がるたびに、私、乗用車、今でも緊張感を持って曲がっています。過去に役場のバスもそうですが、車も、区民も何名かこのガードレールにぶつけて傷を負って、そういう現状がありまして、二、三年前ですか、役場のほうでこのガードレールを川の底に立てて、この段差をアスファルトで埋めたために少し広くはなっているんですが、それでも曲がりきれないという現状がありますので、もし将来的にはこの橋の周辺のアカギでコンクリートがかなりひび割れていますので、改修することがあるのであれば、その90度の曲がり角を少しジブンと予算をつければできるんじゃないかなと。例えば橋を取ってですね、火葬場に今やっています暗渠ですか、四角い大きい。ああいうものを入れ込むことによって広くなれば車がスムーズに曲がっていけるような、そういう工事もあるんじゃないかと。私は、土木の専門でもないんですが、その辺ジブン出して何らかやれば、災害時の救急やポンプ車も入ってこられるんじゃないかなと。これは根路銘の長年の懸案事項の一つなんです。今でも、非常に昔の議員の方々にしょっちゅう言っても前に進まない。もう何十年も経ってもその辺改善されていないのが今の現状であります。それで、ぜひとも改修工事の、今回は底面の、3面の底をぜひやってもらって、次には、長年の懸案のこの橋の曲がり角を含めて改修、周囲をこう回っていけるような、そういうのもぜひとも予算化して御尽力いただきたいなと思います。もう一度確認しますが、ぜひともですね、今回、下の部分の改修、村長ぜひともお願いします、大丈夫でしょうか。もう一度よろしくをお願いします。

○ **議長（平良嗣男）** 村長。

○ 村長（宮城功光） 担当課長からも申しあげましたように、やっぱりあれは底のほうですね、大分穴があいているようで、前回要請を受けたときも早めに予算つけてやろうということになっていたんですけれども、なかなか実施できないような状況でありまして、今回、早い時期に、新年度予算になるかと思えますけれども、新年度予算としても早めにそういう対策、大雨が来る前にやっぱりやらないと、また山の上のほうから崩れてくる可能性もあの地域はありますから、その辺を早めに予算計上してですね、改修していきたい。

総合的な整備については、根路銘区を全体的にちょっと調査をしてですね、区全体のそういう整備事業、環境整備事業ができないかどうか、またその辺も検討してですね、国、県の事業導入ができないかちょっと検討していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 村長、ひとつよろしくお願いします。

続きまして、2番について。村長の前向きな気持ちを伺うことができました。ありがとうございます。

村長は、いろいろ外交的に非常に元気があってですね、我々の大分先輩ですけれども非常に元気があって尊敬します。村長はですね、これまで財政の乏しい村の発展を願って、国などへの積極的な要請活動をされてこられ、この実績が報われる時期に来ていると考えます。ぜひ大宜味村の発展のためにさらなる御尽力をしていただきたいと願ってやみません。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で6番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に9番 安里重和議員の一般質問を許可します。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 質問する前にですね、今、私本当に、自分で通告した文書、やりたくない気持ちがあります。それだけ荷が重いです。それだけリスクを背負って私質問しますから、やっぱり行政側もですね、しっかりと、ちゃんとした答弁をお願いしたいと思います。それでは質問いたします。

1番、LED防犯灯取替修繕工事等について。

次の点についてお伺いいたします。

①去る10月29日第7回臨時議会において、指名停止措置を令和3年1月6日から令和3年4月5日までとの答弁があった。指名停止措置を行ったならば、なぜ、指名停止措置の概要等を公表しなかったのか。

②6月定例議会での質問に、当初の発注工事に変更契約と変更数量等の変更があったのかの質問に、変更がございましたとの答弁。どのような内容の変更だったのか。

③9月定例議会で質疑した、虚偽答弁とか、その場しのぎで適当に答弁したことはないのかの質疑について、虚偽ということはないとの答弁でしたが、本当になかったのか。

2番目、建設工事等請負業者選定について。

①建設工事等請負業者選定委員会は、どのような方法で選定しているのか。

②請負業者の指名選定は、適正かつ公平な執行を図られているのか。

③一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限は。

3番目ですけれども、先ほど邦彦議員からも質問がありましたが、一応通告していますのでやりたい

と思います。3番目、次期村長選出馬について。

①宮城功光村長が、平成26年10月からスタートし7年が過ぎ去り、村長の任期期間中、大宜味村立小中学校・やんばるの森ビジターセンター・幼保連携総合施設など数多くの大型事業の実績をつくってまいりました。また現在、大宜味村新庁舎建設がスタートしたばかりです。村長の任期は来年度令和4年10月6日、残すところあと約10か月足らずですが、3期目の出馬についての意思をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

まず最初の1番目の①につきましては、指名停止につきましては、令和3年1月6日に建設工事等請負業者選定委員会を開き、平成29年度に村が発注した大宜味村LED防犯灯取替工事1工区、2工区を受注した2者に対し「工事成績が著しく不良として検査等で指摘されたもの」を理由に指名停止を決定した報告を受けました。同日、大宜味村建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規定に基づき指名停止の概要を通知いたしました。公表は行っておりません。

②につきましては、大宜味村LED防犯灯取替工事1工区は平成29年7月10日に議決をいただき、契約額7,200万3,600円。契約期間を7月11日から12月8日として契約いたしました。

1工区につきましては、4回の変更契約を行い、第1回、第2回、第3回につきましては、期間を変更し平成30年2月28日とし、第3回変更契約では、円形基礎への変更による資材の数量減に伴う契約金を746万7,120円減額しております。第4回変更契約では最終の数量変更により、89万1,000円増額しております。

2工区につきましては、平成30年2月6日に契約額2,701万800円、契約期間は2月7日から3月30日として契約しました。2工区につきましては、3回の変更契約を行いました。第1回、第2回につきましては期間を変更し平成30年7月20日とし、第3回変更契約では最終の数量変更により192万8,880円増額しております。

③については、議会での答弁につきましては、正確に、また適切に答弁をすべきものであると認識しております。議員御指摘の適当な答弁や意図的な虚偽答弁はあってはならないと考えています。

2点目の①につきましては、建設工事等請負業者選定委員会においては、担当課から有資格者の中からこれまでの実績等を考慮し、業者を推薦し委員会において選定し決定しております。

②につきましては、大宜味村建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規定に基づき公平な選定が行われているものと考えています。

③につきましては、資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限については行っておりません。次、3番目の次期村長選につきましてお答えします。

就任して7年が過ぎましたが、今後、人材育成や健康長寿対策、観光産業や農林水産業の振興を推進するとともに、民間企業を活用した事業の推進、特にホテル建設に向け積極的に対応する必要があります。また、平成10年頃から計画している癒しの森の推進、結の浜スポーツ拠点整備事業等、推進すべき課題が山積している中、3期目に向けて頑張る決意をしているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、①の質問について公表をしなかったと。公共工事の入札及び契約の適正化

を図るための措置に関する指針の一部変更について、令和元年10月18日、これは閣議決定です。の第1、適正化指針の基本的考え方として、指名停止を行った場合においては、当該指名停止を受けた者の商号または名称、指名停止期間及び理由などの必要な事項を公表するものとする。沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止措置要領では、第11条に、必要に応じ改善の措置の報告を徴するものとする。で、2つ目ですね、村は指名停止期間中の2者と、大宜味村LED防犯灯取替工事に係る修補として、令和3年1月15日、2者と修繕契約を交わしている。指名停止についての通知の文書の中には、指名停止措置の範囲として、大宜味村が発注する全ての工事とある。この契約は履行成立するのか、この2点をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

まず1点目の公表につきましてでございます。村のほうの今ある規定といたしましては、大宜味村建設業者等請負選定委員会設置及び運営に関する規定に基づいて事務を処理しているところでございます。他市町村等を見るとですね、選定委員会と指名停止の規定等を分けて行われているところも、今回の件で調べてみて分かったところではございますが、これまで村内においても、これまでも指名停止等がございましたが、公表等は行っておらず、同様の措置を取ったところでございます。

2点目についてお答えいたします。

令和3年1月6日に、先ほど村長のほうからも答弁がございましたが、1月6日から4月5日までの3か月間を指名停止の措置を行いました。指名停止措置の範囲の中で、大宜味村が発注する全ての工事というふうにうたわれておりますが、今回この修繕につきましては、前にも答弁しておりますが、随意契約ということになっておりますので、随意契約は含まれないものと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 随意契約も一緒じゃないですか。全ての工事の発注を中止ですから。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず、工事と修繕の違いもございますが、随意契約を含める場合には村が発注する全ての工事、括弧書きでも随契を含むとかですね、そこら辺の明記が必要ではないかと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） あまりにも適当なんですよ。この随意契約の相手の制限ともあるんです。指名停止の場合には、指名担当者は指名停止の期間中に有資格業者を随意契約の相手としてはならないとあるんですよ。

議長、ちょっといいですか。多分ですね、おたくが持っている資料には書いていないです。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 先ほどの答弁と重なりますが、やはり工事と修繕という違いもございまして、やはり随契というところでの、随契に関してはその範囲ではないというふうに考えております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） だからですね、私はちゃんと答えてほしいと言ったんですよ。ずっといたちごっこなんですよ。じゃあ積算はちゃんと工事の積算でしょうが、修補の積算ですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 修繕の予定価格につきましては、当初発注したとおり、この土木積算基準書の単価のほうを採用して予定価格のほうを定めております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 前の議会ではですね、おたくらが言っていた。何と言うのかな、応急対策業務。それに該当すると言っていましたよね。その応急対策業務とは何ですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 応急対策業務……、この随契の理由のものだと思ってお答えさせていただきますが、随契の、随契する場合にはですね、この自治法の施行令に基づいて行わなければならない、その随契の理由といたしましては、そういった早急に対応する場合等のものも含まれるということでの答弁となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 応急対策業務とはですね、災害時における応急対策に関する基本協定書第1条に規定する応急対策業務のことを言うと言っていますよ。それは災害ですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この随契の理由といたしまして、前回もお答えいたしました、一つの理由だけではなくですね、やはり安定性が保たれてなく、早急に修繕する必要があるのも一つではございますが、やはり業者が特定される、お互いに非があるということですね。折半するということでの、業者が特定されるのも理由となっておりますので、早急に対応するだけの理由としてではなくてですね、幾つかの理由から随意契約を結んだところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） ね、ずっといたちごっこでしょう。同じことを何回聞いていますか、この議会の中で。ですから最初に、本当に素直にちゃんと答えてほしいなと言ったんですけど。

今、この問題ですね、私たち大宜味村では実質社会問題なんです。皆さんそれぐらい頭の中に入っていますか。この問題に関してですね、私ははっきり言って、村行政のほうからしっかり村の広報なり何なりと、しっかりと謝ってほしいです。どうですか、お詫びできませんか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

やはり令和2年12月議会においてですね、このLEDのみではなく、前回検査で指摘を受けた予算計上のほうを議会のほうで承認していただきました。そこについてはですね、経緯等を含めまして、広報紙等で掲載していくように検討してまいります。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 虚偽答弁等についてはですけど、先ほど内容の話をやっています、前回もですね。私なりの考え方からしてみるとですね、結構あるんですよ。今、これちょっとした抜粋だけなんですけども幾つか読み上げましょうね。

令和2年12月の定例議会、私の問いですね、「工事の打ち合わせなどはどのように行われたのか」の質問に対してですね、総務課長の答弁は、「低炭素の事業の流れといたしましては、平成27年度の事業を開始しているところであります」、これ全く答弁になっていませんよね。「瑕疵担保はどうなるのでしょうか」の質問について、総務課長の答弁は「工事検査後発覚したことではなくて、施工自体施工不

良ということで瑕疵担保には該当しない」と。これ全く意味不明です。じゃあ工事検査前なら、施工不良が発覚したらその時点で手直しさせたら、別にお金は何も出ませんよ。村からはですね。問い、「これまでの公共工事でちょっとしたミスとか、発注者も実際ミスった、業者もミスった、そのとき折半したのか」の質問について、総務課長の答弁ですね。「過去の事例を調べているわけではない」。そのまま次、問いに移って、「村に不利益を与えた責任を明確にするために、給料の減額について、私から1か月間を3か月間に延ばしたらどうか」の質疑について、「過去の事例を参考にしている」、何、自分たちに都合がいいものを参考にするんですか。都合悪いのは参考にしないんですか。

令和3年3月定例会、「積算価格について、100%の単価なのか」の質問について、総務課長の答弁が、「県のほうの指示を仰いで積算したところであります」と。全くの虚偽答弁ですよ。問い、「新しく100%で工事を発注しているので、仕事の順を追っているのか」の質問に対して、総務課長は、「通常の新規工事と、この修繕の請負というところの処理が一致するということには当たらない」との答弁。私は業者等から、設備業者等から意見を聞き取りしたんですけど、施工計画書と打合せ等は当たり前にあります」。

令和3年6月定例会、「工事相当額と市町村交付金額の差額は村民の税金ですね」と。私は村民の税金を聞いたんですけど、総務課長の答弁は、「工事相当額の補助率を掛けた部分が交付金額ということで、補助金に関して全体で言えば、国の税金であったり、そうになっていると思います。差額分だけではなくて全てが税金となっています」。これは私が村民の税金を聞いた話ですよ。覚えていますか。で、問い、「県担当課の職員は、積算に対して何一つ指示はしてない。村のやり方だからと言うわけにはいかない」と。「本当に県のほうから指示されたか」の質問に対して、「実質指示はございませんでした」と。虚偽答弁を認めましたよね。

令和3年9月定例会、LED防犯灯取替修繕工事について。令和3年6月定例会一般質問では、「随意契約は履行が成立するのか」の質問について、「変更契約等ではなく、新たな契約ということで申し上げまして、この修繕に関しては随意契約、自治法施行令の法に基づきまして、随意契約をしている」との答弁でした。私たちから考えたらこれは自治法違反であります。まだまだですね、本当にたくさんあります。

その中から抜粋して、ちょっと読み上げたんですけど、それを聞いて本当になかったと思いますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

前回の定例会の質問のほうでもこの件がありまして、やはり読み返すとですね、1回目の答弁書のほうはしっかり時間をもって作成するところもあってやっておりますが、この2回目以降というのはですね、そういった誤り等があったということもございます。しかしながら、何か意図的に隠そうとかですね、これをそういった意図的に虚偽というんですか。意図的に何かを隠すとかというような意味での答弁というのは行ったつもりはありません。やはり、議会のほうでの答弁はしっかりと正確に答弁していかなければならないというふうに考えております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 再度お伺いしますけど、村民に対してのお詫び文書等はできませんか。「検討します」で終わるんですか、どちらですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりですね、経緯等を含めまして広報紙のほうで掲載してまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 2番目の建設工事等の請負業者選定についてお伺いいたします。

ここ何年かですね、電気設備工事、機械設備工事の請負業者の指名を見てみますと、地元出身業者をなぜ優先指名しないのか、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 前回、9月議会のほうでも答弁させていただきましたが、できるだけ村内出身とか、そういう業者を推薦していきたいわけですが、まず、担当課のほうで、どういう事業者が、そういう資格があるのかというのをまず審査して上がってきます。その中で、村出身者が漏れていないのか。あるいは村内の業者というのはほぼありません。だから村内出身者、あるいは北部の事業者を優先にやっているところなんです、何百という会社の中に、村出身者の会社が、どれどれがそうなのかというのなかなか把握できないというのがあります。これまで挨拶等で大宜味村の出身者だよ、あるいは一心会の運動会の広報あたりで載っているものあたりは拾い上げてきたつもりなんです、やはり全てそこをまかなっていくというのは物理的にも非常に厳しいところもあります。決して村出身を外しているわけではないと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、私ですね。県のホームページから全て持っているんですよ。各専門関係の業者のAランク、Bランク、Cランクなどが載っているものですね。私が今、言いたいのはですね、ちょっともしあれでしたらチェックしておいてください、書いておいてください。いいですか。令和3年10月14日、大宜味村新庁舎建設工事、指名業者、電気設備8者のうち5者が地元出身です。機械設備、7者を指名して2者が地元出身です。令和2年8月28日、令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事7者指名中3者が地元出身です。令和元年5月8日、幼保連携型総合施設建築工事、その電気設備について、10者指名中3者が地元です。機械設備については、11者指名し5者が地元出身です。平成30年、9月5日、やんばるの森ビジターセンター施設工事、電気設備7者のうち2者が地元出身です。機械工事10者のうち4者が地元出身です。平成30年1月30日、大宜味村LED防犯等取替工事2工区、7者指名中3者が地元です。平成29年6月29日、大宜味村LED防犯灯取替工事、これは1工区ですね、7者指名中地元出身ゼロです。平成26年11月18日、大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事の電気設備工事に対して、7者指名中3者が地元です。機械設備8者のうち5者が地元出身です。この中でですね、島袋村長時代の地元出身者が全く入っていないんですよ。そういうものを参考にしないんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 指名参加、指名の話は各課から推薦で上がっていて、それを選定委員会にかけます。その中で、先ほど副村長のほうが説明していたようにですね、まずは地元の業者、あと地元出身の業者、さらに北部の話もありますけれども、そういうところからピックアップしていくわけですが、先ほど島袋村長時代の話、もちろんそれも参考にして各課は選定を上げていくわけですが、その中には選定の条件がございます。また金額によっても選定先の会社名、会社の大きさとかですね、そういうところがありますので、そこら辺も加味しながら推薦を上げていって選定委員会で選定するところです。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、今、その話をやりましょう。私、ちょっとした、全ての業者名を挙げるわけにはいかないんですけど。例えば電気工事関係ですね、ミヤギ電気さん、たしか大宜味村喜如嘉出身ですよ。彼らAクラスです。丸福さん、たしか根路銘かな。Aクラスです。管工事においてはですね、翔南工業さん、Aクラスです。皆さんがBクラスと言っていましたけれども、Aクラスのトップ業者です。丸福さんもAクラスです。安謝橋電機さん等もAクラス。最初からこれ全部読み上げましょうか、私が書いているもの。そのほうが一番無難かも分かりませんね。電気工事のですね、今年度の、新庁舎発注の指名を受けた業者ですね。まず安謝橋電機、総合得点1,269点、経審1,002点。照屋電気工事、総合得点1,181点、経審1,014点。ヤナギ電設工業、総合得点931点、経審830点。沖電工、1,780点、経審1,353点。沖縄工設、総合得点977点、経審848点。末吉電水工業、総合得点947点、経審884点。沖工設、総合得点930点、経審879点。金城電気工事、総合得点1,236点、経審1,036点。これまでが指名に入った業者です。指名から漏れた、例えばミヤギ電気、総合得点875点、経審849点。丸福、総合得点827点、経審766点。これが電気工事業ですね。管に行きます。管で、一円産業、総合得点860点、経審809点。平良設備工業、総合得点837点、経審768点。名護電水センター、総合得点1,010点、経審908点。浦城産業、総合得点949点、経審858点。仲程電工、総合得点890点、経審856点。新川建設、総合得点854点、経審765点。北勝建設、総合得点942点、経審836点。これから漏れている、地元出身のよく常連として挙がっているもの、沖縄工設、1,109点、経審946点、安謝橋電気、総合得点1,027点、経審881点。翔南工業、総合得点981点、経審888点。丸福、総合得点866点、経審789点。例えばですね、この翔南工業さんはこの指名に入った中でもトップクラスのスコアなんです。その中でまたプラスアルファ、何か偶然か分かりませんが、管工事Aクラス、機械器具設置工事も全て持っているんですよ、漏れた業者が。指名に入った業者はその資格を持っていないんですよ。これは特に気にする必要はないんですけど、たまたま偶然だと思いますけど。どうですか、こういうスコアとかもですね、皆さん見たことありますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） やはり先ほど村長からの答弁もありましたが、この担当課のほうからですね、この有資格業者、今、議員が読み上げられたものはこの有資格業者の、こちらのほうでよく業者カードということで、資格等をしっかり見てですね、推薦が上がってきているものだと考えております。やはり村内関係の業者の全ての把握というのは、やはり担当課だけでもなかなか限度がございますし、広く、この一心会等の総会等の資料等で把握をするように努めてはいるんですけども、そういった情報というのは広くできたら議員の皆様からもいただいて、そういった漏れがないように努めてまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 例えばですね、今、私、翔南工業さんの名前を出しましたが、翔南工業さんはこの大型事業の中でわずか、指名が1件しか入っていないんですよ、地元出身で。多分、副村長あたりはBクラスと勘違いしたんじゃないですか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 漏れがあったというのは、もう過ぎたことで取り戻すことはできないんですが、AクラスなのかBクラスなのかというのはいちいち調べるのも非常に厳しいなというのがあります。

受付の3年、4年が今年変わったんですが、3年2月から受け付けして3年、4年の分が今回スタートしております。それまでのものと、また今回の2年までのものと、3年、4年のもの全て比較はできてないというのは実情です。そういう意味でAクラスだったのかBクラスだったのかというものの把握はしていないというのはこれは実情です。もし、この3年、4年度に上がっていたら、これは抜けていたなというのは感じております。全て、やはり何かの情報がないとなかなか全ての業者の、村内の村出身の事業者であるのか、あるいはどのクラスなのかというのを、まずは担当課のほうでそのあたりを調べてやるようにですね。今後、できるだけそういう意見に沿うように選定委員会のほうに上がってくる前に、どれだけできるのかということも含めてですね、各課同じような気持ちで周知していきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 何か今、ちょっと令和2年度のほうで、3年、4年やっているという話なんですけど、確かに今年度は令和3年度ですよ。じゃあ、請負選定委員会はですね、建設工事入札参加資格申請書や履歴事項、全部証明書などの確認を行ったことはありますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

選定委員会のほうで、一つ一つ全て確認するというのはですね、やはり担当課から推薦が上がってくる時点で、先ほど申しあげました業者カードのほうの抜粋をしてですね、資格状況等、また希望工事等がございますので、そのカードを見ながら選定委員会のほうでやっております。今、選定委員会と資格審査のほうがごっちゃになっておりますが、資格審査につきましては、令和3年度、4年度分につきましては本年令和3年4月にですね、資格審査委員会を開催し、令和3年度と4年度分の有資格者の業者を選定しているところであります。数につきましては、先ほど議員からもありましたが、大宜味村のほうに提出されている部分ですね、工事関係で335者だと把握しております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、同一入札に行きたいんですけど、同一入札は今ないとおっしゃいましたけど、実際私が確認しているところ3件あります。御存じでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 先ほどの村長の答弁では、ないということではなくてですね、大宜味村としては行っておりませんという答弁となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 行っていないということはどういう意味でしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この資本関係にある複数のものの同一入札等、参加制限を設けているかということでの質問のことから答弁しておりますので、本村において参加制限は設けてないということでありまして、他市町村につきましてはですね、全てが把握しているところではございませんが、那覇市のほうで次年度から行うということでの情報は聞いてはおりますが、まだまだ内容等を全て把握しているところではございませんので、大宜味村のほうではまだこの参加制限についてはですね、検討すら行ってないということが現状となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 県のものを見ても、国のものを見ても、同一業者の指名はアウトなんですよ。例えばですね、これ入札説明書ですけど、県のほうのですね。しっかりと書いているんですよ。人的関係。一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合、これ指名アウトなんですよ。入札もアウトです。国のものも一緒です。ちょっとあまり時間がないんですが、もしできましたらですね、今、私が言いますから。こういう問題集もあります。問題集の中に全部回答が入っています。いいですか、資本関係などにある会社の同一入札の参加制限として、問題集ですね、覚えておいてください。まず、一つだけ言っておきます。資本関係または人的関係がある会社等同一の入札への参加制限をするものであり、支配関係等があるものとして最低制限の基準を設定しているのもであると。人的関係ですね、同一人物が2者の経営権などに関与していることから、2者が入札しようとする価格を決定し、または知り影響力を行使し得る立場にあるためであると。これいっぱい書かれていますから、今、私が言ったものを調べてみてください。それで少し理由は分かると思います。実質、皆さん分かっていてやった可能性もあるんですよ。それを私、今3件あると言ったんですよ。3件のうち2件がその業者が落札しています。それは不履行です、実質。皆さんも少しもっと勉強してほしいなと思っています。選定委員会が今ここに8名いますか。それぐらいはしっかりともっと勉強して、ちゃんとそれなりに、その当時一緒に指名入った業者にですね、行政は謝るべきだと思います。どうでしょうか、そういう点に対して。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） やはりこの入札参加制限につきましてはですね、今現状、村としては行っておりませんので、今議員からありました、国、県のほうで行われているものがですね、今後、市町村のほうにも広まっていくものだと考えておりますが、やはり市町村のほうに下りてきたところでも、今、提起ございましたので、しっかりとそこら辺、今後参考にしてまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今までずっと聞いていますとですね、何かあれば国とか県とか言いますよね。言って都合のいいものは自分らに取り寄せる。都合の悪いものはそのまま蹴散らすという形なんです。皆さん公務員で、大宜味村民の公務員ですよ。大宜味村をどうやって守るかということを考えてほしいと思います。私の質問は以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で9番 安里重和議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時52分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 始めます。1、安心・安全・健康で拘束のない生活について。

村は、2018年に村立農村環境改善センター前バス停留所の待合所施設屋根の腐食劣化で危険なので撤

(1) 県営農支援課や県農業研究センター等8機関で構成する「カンキツ立ち枯れ症状対策チーム」は11月30日、本島北部のシークワサーの立ち枯れ被害について農家によって様々な要因で立ち枯れが発生している。基本的な栽培管理の徹底が必要とし、12月以降に土壌改良や施肥、農薬散布法などを周知するための講習会を開き個別の栽培指導にも取り組んでいく方針としているが、シークワサーの里の本村では農家のみだけではなく関係者や村民に広く周知すべき機会を設ける必要があると思うが、どのように講習会を取り組むのか説明を求める。

(2) 村エコツーリズム推進全体構想(案)で、本村は、自然環境と共生し生物多様性の豊かな本村はエコツーリズムには極めて適した場所であることを背景とした目的で全体構想を定め、これに沿った環境保全型観光振興を推進することや、来訪者の増加とガイドを生業とする村民が増えることは地域活性化そのものとなるとしている。しかし、本村の来訪者の影響で、海・河川やその周辺の場所を地域の人々が、遊泳、墓参、浜遊び、休憩や遊び等の場として自由に利用していたことができない実態がある。地域住民の生活の場が損なわれることは避けなければならないとしている。また、道の駅おおぎみ「やんばるの森ビジターセンター」で情報を発信するとしているが、旧道の駅の村活性化センターは、ビジターセンター設置や道の駅の移転で村の施策の位置づけや注目度が変わり、どのように活性化させていくための説明を求める。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

1につきましては、バス停の設置につきましては、引き続き沖縄県バス協会にて要請してまいります。

2番目の(1)につきましては、本件については顧問弁護士に相談しながら対応を検討しておりますが、エビ養殖事業の再申請を不承認とし、今後、エビ養殖事業施設の撤去に向けて手続を進める予定です。なお、エビ養殖事業以外については、募集や契約締結等に特に問題はないと考えており、現時点において原契約の破棄までは考えておりません。

(2)につきましては、①につきましては、令和3年第7回臨時会において承認いただきました契約につきましては、契約の解除は考えておりません。

②につきましては、指摘事項を真摯に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

③につきましては、前回もお答えしましたが、予定価格の事前公表につきましては、契約締結後に公表してまいります。

3番目に、(1)カンキツ立ち枯れ病状対策チームの講習会の取り組みについては、沖縄県に確認したところ、まだ具体的に決定しておらず、これから計画していくそうです。本村にとっても沖縄県に働きかけ、関係機関と調整しながら講習会の実施に向けて取り組んでまいります。

(2)につきましては、行政ができることと、入居事業者においてできることの整理もしながら、活性化について入居者との意見交換の場を持つことを計画しており、準備を進めているところであります。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) バス停待合所の件ですけど、毎回引き続き要請していくということを行っているんですが、私は毎回、バス協会ができなければ、村や県がやった事例があるんじゃないかと。今、スクールバスの大きなこのバスが改善センターに入っていつているんですよ。それを誘導するために、私が掌握しているのは3名の人が誘導しています。私は喜如嘉売店のほうで往来を、この大型車両が通る

ものですから、売店の前を利用しているし、そういうことでやっぱり危険が生じ、立ち往生するときもあります。そういう状態をいつまでも、そういう表現でね、うちの郷友会長あたりもバス協会に行っています。村長が前に返答してから、毎回同じようなことを引き続き要請していますというが、何回要請しているか教えてください。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

要請文につきましては一度提出しておりまして、バス業者とは年に2回ですね。検査と運営協議会というのがありまして、その都度、話す機会がありまして、その時にバス停の設置に関してお願いしているところがございます。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） バス協会ですか、バス関係者と話す機会があつてそのときに話をしているけど、見込みがあるのかなのか。そして県の辺土名高校前は、そういう厳しい状況を認識して県が建てております。そして、前に集落内にマイクロバスかな、通って立ち往生したという話をしておりましたけど、この村道とか、そういう施設、かなり厳しい往来しているんですよ。そういうことで、かなり人的な調整もやっておりますので、誠意あると見ておりません。だから、教育委員会はそこまでやっても、また地域の人達は協力してやっているんですが、村自体が腹をくくって自分たちでやるということで、建てればいいんじゃないですか。それを再考します。この件はね、次に。今は判断できないにしても、次のときにはできる方向性を出してください。ただ話しているだけでは、これで行政でしようとしているということにはなりませんよ。次のときもまた聞きますので、ちゃんと次は答えてください。方向性を見いだしてください。

それからエビ養殖の関係に移ります。エビ養殖の関係では、午前中複数の議員からもありました。それで、村長の政治判断とか内部からも出ていて、そしていろいろありましたけど、私も説明会に何回か参加しているけど、この業者から村長にテスト的にやって、そして実績を作って地域の理解を得たらいというところで着手したという話をしておりました。だからとても恣意的に行われているんじゃないかと。先ほど、前に複数の議員からもあったように、内部でどういう話し合いを持たれたかというふうな話もありましたけど、私は、基本的には、そういう村長の軽い態度がそう作っているんじゃないかと。それで、新聞に去る土曜日でしたかな。タイムス、新報の両方とも出ておりますけど、村長によると、10日の庁議で不承認を決定、同事業が旧塩屋小学校跡地の景観を阻害すること、伝染病発生の懸念が完全に拭えないことなど、地元や周辺の業者の反発が多かったのが主な理由という。そして業者には丁寧な説明して納得するしかないということになっているんですが、そしてさらに、業者は不承認の連絡をまだ受けてないということ言っているんですが、もちろん、このエビ養殖をするときに、最初にそういうのが予想されているわけだから、ちゃんとやれば問題なかった。業者も1億3,000万円を投資しているという話をしておきますよ。それで村長のそういう態度でそうしたのかなということ考えているんですけど。弁護士と今調整して、話しているという形になっているけど、午前中も混迷極まると、きちんと説明がね、この仕事の内容、どういうふうに進めてきたのか、きちんと、全容が分かりません。そうして業者というのがユーティリティーなのか、琉球フーズなのか。それも分かりませんが、まず、この業者に不承認のものは一応はユーティリティーが受けているんですけど、その琉球フーズに送ったのですか、教えてください。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

10日の午前中に庁議が行われまして、そこで不承認という形になっております。そのあと午前中で決裁をいただいてですね、ユーティリティーセンター代表のほうに電話連絡をさせていただいて、まずは、代表のほうは、今、沖縄にいませんので、メールでも送らせてもらいますということでPDFで送っております、原本に関しては塩屋、ユーティリティーセンターのほうに直接持って行っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） その文書はもらえないですか。内容。そしてユーティリティーと琉球フーズの関係もありますので、今後、訴訟問題になってくると思います。それでさらに論壇になっているのは、この結びでね。村民には瑕疵がないのだからこの件に関する予算の計上をしないようお願いしたいと。だからこの件もね、いろいろ出てくると思いますので、当然、住民やこの業者に対しても、軽率な行政運営でそういうふうになってきているわけだから、またまとめて話をするようにできませんか。説明会を持つということできませんか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

説明会というところだと思いますので、今後そういう対応になれば説明会はしていこうと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 契約関係の件なんですけど、先ほどもLEDの関係がかなり出てきておりました。そして私も公開条例で取ったんですけど、その公開条例でですね、LEDの関係が一部分開示できない部分ということですね。会計検査の過程、検査経過及び検査の結果、審議検討判断に関する手続過程、審議判断過程については不開示とすると。この判断できないのに、なぜ、この業者に発注したかというのは前も出ていたんですけど、そしたら、また公開条例で取ったらですね、村の公開条例で取ったら、写真で44か所、そして積算見積書が業者の2者の見積書になっております。そして構造計算書の中には耐風性とかいろいろこの仕様書にもうたわれています。JIS、日本照明器具工業規格に準じると。設計風速60メートルに耐えることとか、固定、過重ということですね、いろいろやってこういう不具合のものをやっている業者に、まだ会計検査院も審査中ということでは出さない。そういう状況の中で発注しているけど、さらに3工区が5つあると言うんだけど、この村から取ったものについては44か所、1工区から2工区だけ。まだ出ていない部分もあるんですよ。そういうところに発注してですね、いろいろやっていること自体が問題だと。だから私は不資格のところ、まだ判断もできないような、そういう結果も出ないところに、事業指名発注することが問題じゃないかということになっているけど、その辺について答弁求めます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

今ちょっと質問の中身のほうがですね、最初のほうが理解できず、この検査員の、まだ検査中というような議員の理解だと思いますが、前、一般質問のほうでもお答えしておりますが、この県の部長宛てに検査員のほうからは、県の一括交付金の指摘ですので、文書が出ておりますので、この平成30年の検査に関しては通知が出ているものだと考えております。継続中ということではないというふうに理解しています。また、このような業者に発注ということの話がありましたが、こちらにつきましては、もう

前に答弁しておりますが、指名停止の措置を行ってですね、その期間後のものですので、推薦できるものだと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私が、なぜ談合疑惑だということを申し上げているかということ、実は、去年の9月定例会が終わって、県警特捜に呼ばれて事情聴取をされました。それでこんなことがあってはならないという形で、議会で、議長に来ていただいて報告してね。この官製談合のできない仕組みづくりを、議長から村長に申し上げてもらいたいということで始まっております。さらにその前、1年前から、この議員の中では官製談合の疑惑の話がありました。そういうことを延長するように、先ほどのこの大型工事なのに請負率を上げてやっただと。そして一生懸命積算している人たちをみんな落札になったという結果を私は大変問題視しております。それでも村は入札結果が出てから公表をするんだということになっているけど、これは総務省から自治省から出ているものですけど、予定価格の公表については地方公共団体の法令上の制約がないことから、各団体において適切に判断する場合は国と異なり、事前公表を行うことも可能である。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表することとなっています。確かに言っている部分はあるけど、それを採用して各自治体ではやっているわけだから、今のようないろいろ延々と続いていくということは問題があり、前の議員が言ったLEDの関係もあって、入札の関係もいろいろ出てきているわけだから、透明性や公正性をきちっと出すためには、最低、予定価格の事前公表から先にやって、みんなの信頼を受けるような制度の運用をやってもらいたい。答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

事前公表につきましては、各自治体行っているということでの議員の御発言がございましたが、近隣町村のほうは全て事後での公表となっており、前にもお話しいたしましたが、担当課と検討会を持ちまして、やはり最低制限価格の複数設定方式については行ってまいりたい。しかしながら予定価格の事前公表についてはですね、大宜味村のほうでは、今は行わないというふうに決定しております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私がほかの市町村、全てがやっているということじゃなくて、やっているところも、それぞれの自治体で判断できるわけだから、これだけ官製談合の疑義が出ているのに、いまだかつてそういう答弁をすること自体がね、私は許されることではないと。そして職員の配置名簿も持って、県警の刑事は職員からの談合もあるんじゃないかと。先ほど話もあったこの偏り、指名についてもいろいろあるわけだから、それを整理していくためには、当然私は、この事前公表はオウム返しじゃなくて、それを事前公表するから不利になるという話でもないですよ。それは、私は一番考えているのは、村長が影響力を持ちたい。この利権を握るためにしか見えないですよ。ちゃんとやっているところもあるわけだからやればいいんじゃないですか。もう一度、答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員、もう前からそういうふうな感じで質問しているんですけども、行政は、今の制度でやっていきますということをさっき私も言いました。あなたの考えで談合どうのこうのというのは、本当に警察がそういうふうな断定したのかということのもちよっと疑問で、私も県警に行きますよ。近いうちに。確認しに行きます。県警はそういうふうな談合をしているということを確認

したんですかということ、ちょっと行ってきますよ。これは大きな問題ですよ、正直なところ。あなたが広報で書いているのも大きな問題ですよ。今、課長からも説明あったように事前公表はしませんという方針を今持っていますから、その辺ご理解ください。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私は官製談合疑惑と言っているんですよ。それで県警に呼ばれたんですよ。やっているんだったら逮捕されているんじゃないですか。それを言っているんですよ。疑惑があるということで。私が談合をやっているということで、情報操作、私が質問しているんですよ。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

先ほど吉浜 覚議員の県警特捜が官製談合の疑惑についての発言につきましては、後日会議録を調査し不穏当発言があった場合には善処をします。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時37分)

令和3年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和3年12月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和3年12月15日 午前10時00分)

散 会 (令和3年12月15日 午前10時30分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

3 番議員 仲井間 宗 利

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	承認 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度大宜味村 一般会計補正予算 (第4号))	質 疑 付 託 省 略
2	議 案 第 3 8 号	江洲地区農道整備工事の請負契約の変更について	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 案 第 3 9 号	財産の取得について (大宜味村新庁舎移動棚購入)	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第 4 0 号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第 4 1 号	大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第 4 2 号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正す る条例	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第 4 3 号	大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正す る条例	質 疑 付 託 省 略
8	議 案 第 4 4 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略
9	議 案 第 4 5 号	大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定について	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 案 第 4 6 号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する 協議について	質 疑 付 託 省 略
11	議 案 第 4 7 号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	質 疑 付 託 省 略
12	議 案 第 4 8 号	沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について	質 疑 付 託 省 略
13	議 案 第 4 9 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算 (第5号)	質 疑 委 員 会 付 託
14	議 案 第 5 0 号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第3 号)	質 疑 委 員 会 付 託
15	議 案 第 5 1 号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第3 号)	質 疑 委 員 会 付 託
16	議 案 第 5 2 号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2 号)	質 疑 付 託 省 略
17	議 案 第 5 3 号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算 (第1号)	質 疑 付 託 省 略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎承認第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第6号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第4号））の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第4号））を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第6号については、承認することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第38号 江洲地区農道整備工事の請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第39号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎移動棚購入）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第40号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第40号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第41号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第41号 大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは委員会は総務委員会ですのでちょっと聞きたいのがありまして、提案理由について、「高度な専門知識や経験、優れた識見を有する者等を特定の目的のために期限を限って採用する」とあるんですが、これから村としては、将来的に見据えた何か一大プロジェクトみたいなものがあるのか。あつての採用ということで条例を定めるのか。その辺をもっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が平成14年に制定されまして、早いところではその平成14年、15年等に条例を制定している自治体もあると思います。大宜味村においてはこれまで臨時的任用職員等で対応していたり、また会計年度等で対応していたところがございますが、すぐに次年度こういった方を任期付きで採用するという予定はございませんが、専門的に優れたもののほかにまた業務量等一時的に増えるものとか、プロジェクトとかそういった場合にもその専門知識を持っていない方のほうの採用等も考慮して、また育休法の改正等もございまして、これまで育児休暇に関しましては臨時的任用職員で対応しておりましたが、近年育休のほうは1年を超えて育休を取られる方もいますので、臨時的任用職員に関しましては6か月の1回更新の1年限りとなっているものですから、今後令和4年度以降は育休に関しても任期付き職員のほうに切り替えて採用できないかということでの今回提案させていただいている理由でございます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 大体理解できたんですが、これをぱっと見るとですね、何か役場に対して大きなプロジェクトがあるみたいな感じに受けたものですから、この4条を見ると短時間勤務職員の任期を定めた採用ということも4条にうたわれているので、その第3項を見ると職員の休日及び休暇に関する条例、介護休暇の承認とかがあるんですが、(2)に育児休暇とかがあるんですが、今課長から説明があったみたいに、職員がいろいろなもので休暇を取った場合にはそのために代用をするということで、今までやった職員の臨時的に採用したものを半年だったら半年の採用切り替えになるので、それを任期を決めて採用するという捉え方でいいのか、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) お答えいたします。

まさに今すぐ喫緊に予定されるのはこの育休だと思いますが、やはり先ほども申し上げましたが、育休については臨時的任用職員は1年という期限がございます。また延長等も難しいものですから、この任期付きにつきましては、やはり1年の期限をつけたとしても延長できるものこととなっておりますので、そのように御理解いただいてよろしいかと思います。

○ 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 最後です。こういった期限付きの職員とか臨時的に雇う職員もですね、昨日ちょっと通勤の関係で質問したんですが、こういった職員も災害法が適用されるか、職員の補償災害が適用されるか、その辺を伺って終わりたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) この公務災害のほうも適用となるものと考えております。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第42号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第42号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第43号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第43号 大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第43号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第43号 大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第43号は、可決されました。

◎議案第44号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第44号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第44号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第44号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第44号は、可決されました。
-

◎議案第45号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第45号 大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第45号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第46号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第46号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第46号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。
これから議案第46号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第46号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について採決します。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第46号は、可決されました。
-

◎議案第47号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第47号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第47号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第47号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第47号は、可決されました。

◎議案第48号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第12 議案第48号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第48号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第48号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第48号は、可決されました。

◎議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第13 議案第49号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第49号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第14 議案第50号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第50号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第15 議案第51号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第52号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第52号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第52号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第52号は、可決されました。

◎議案第53号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第53号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第53号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第53号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第53号は、可決されました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時26分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に友寄景善議員、副委員長に大城邦彦議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時30分)

令和3年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和3年12月17日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和3年12月17日 午前10時51分)

閉 会 (令和3年12月17日 午前11時16分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 友 寄 景 善

9 番議員 安 里 重 和

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第38号	江洲地区農道整備工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第39号	財産の取得について（大宜味村新庁舎移動棚購入）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第40号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第41号	大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第42号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第45号	大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定について	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第49号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第50号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第51号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時51分)

◎議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第38号 江洲地区農道整備工事の請負契約の変更についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第184号

令和3年12月17日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第38号	江洲地区農道整備工事の請負契約の変更について	可決 全会一致

(宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇)

- 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第38号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び産業振興課長兼農業委員会事務局長の出席を求め、12月16日午前10時から審査を行いました。

議案第38号 江洲地区農道整備工事の請負契約の変更について説明いたします。

変更の内容は、土工、防護柵工の変更に伴う増額変更であります。

1 既契約金額、金86,108,000円、2 増額、金5,599,000円、3 合計変更契約金額、金91,707,000円。

議案第38号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

- 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第38号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第38号 江洲地区農道整備工事の請負契約の変更についてを採決します。
本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第39号～議案第42号及び議案第45号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第2 議案第39号 財産の取得について(大宜味村新庁舎移動棚購入)、日程第3 議案第40号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第41号 大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例、日程第5 議案第42号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例及び日程第6 議案第45号 大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定についての5件について一括して議題とします。
一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第185号
令和3年12月17日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会
委員長 安里 重和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第39号	財産の取得について(大宜味村新庁舎移動棚購入)	可決 全会一致
議案第40号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第41号	大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例	原案可決 全会一致
議案第42号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第45号	大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決 全会一致

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第39号から議案第42号及び議案第45号の5件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長及び財務課長の出席を求め、12月16日午前10時40分からの審査予定を15分繰り上げて午前10時25分から審査をいたしました。

議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎移動棚購入）について説明いたします。

財産の取得についての目的は、大宜味村新庁舎建設に伴い、業務における資料等を保管する書庫にハンドル式移動棚設置が必要であるためであります。1 取得する財産、ハンドル式移動棚一式、2 契約の方法、指名競争入札による契約、3 取得金額、金15,125,000円、4 契約の相手、名護市大北五丁目1番3号、株式会社オキジム北部支店、代表取締役新里哲朗。

納入期限は、令和5年2月15日の内容となっております。

次に議案第40号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

大宜味村職員の再任用に関する条例の制定に伴い、本条例の整備を行う必要があるため改正内容は、第5条を削り、第6条を第5条とする。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行となっております。

次に議案第41号 大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例について説明いたします。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し、必要な事項を定めるものであります。

第1条は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めています。

第2条は、職員の任期を定めた採用で、任命権者は専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができるものとなっております。第3条は、一般の任期付職員であります。これにつきましては1号、2号に規定してございます。1号は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務。2号といたしまして、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する職員でございます。

第4条は、短時間勤務職員の任期を定めた採用で、第3条で任期付の職員、フルタイムの任期付職員

の採用に関して、第4条では短時間、その者の短時間の職員を定めた規定となっており、第6条は、任期の更新で任命権者は、第2条から第4条まで、任期付職員から短時間勤務職員までの規定により、任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならないということで、この条例で言っている任期というのは3年でございます。職員の同意を得なければならないという規定となっており、最長5年間ということまでの任期であります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から適用となっております。

次に議案第42号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるため、改正内容は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、対象業種及び取得価額について、対象要件を拡充し、適用期限を令和6年3月31日まで延長するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用となっており、経過措置として、令和3年3月31日以前に、改正前の大宜味村固定資産税課税免除に関する条例第5条の規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた青色申告者等に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によることとなっております。

次に議案第45号 大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定について説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月31日で期限を迎え、新たに令和3年度から令和12年度までの期間とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、本村においても総合的かつ計画的な対策を実施するための大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）を定めております。

策定内容は、「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」を目指して、大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の5年間であります。策定の構成として、1基本的な事項から13その他地域の持続的発展に関し必要な事項の13項目からの内容となっており、地域の持続的発展のための4つの基本目標に社会増減（転入・転出）、出生率、空き家を活用した移住・定住、民間アパート新設戸数の目標が定めております。

議案第39号から議案第42号及び議案第45号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第39号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎移動棚購入）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第45号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第49号～議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第49号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)、日程第8 議案第50号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)及び日程第9 議案第51号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第183号

令和3年12月17日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 友 寄 景 善

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第49号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	原案可決 全会一致
議案第50号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第51号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

（友寄景善予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ **予算審査特別委員会委員長（友寄景善）** ただいま議題となりました議案第49号から議案第51号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、12月15日午後1時30分からの審査予定を2時間45分繰り上げて午前10時45分から審査を行いました。

議案第49号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）の主な内容は、地域包括支援センター管理システム導入業務委託料及び海岸漂着物対策事業（軽石撤去）による補正で、18,751千円の増額補正であります。

次に、議案第50号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の主な内容は、療養給付費及び高額療養費による補正で、28,162千円の増額補正であります。

次に、議案第51号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容は、水道使用料消費税の実績による補正で、2,000千円の減額補正であります。

議案第49号から議案第51号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第49号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ **議長（平良嗣男）** 起立全員です。

したがって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第50号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第8回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員